

《公開講演会記録》

満洲国の記憶から記録へ

人間文化研究機構アーカイブズ研究系助教 加藤聖文



今から3年後の2015年は戦後70年である。戦争体験者が日本社会のなかで圧倒的少数派になることは、戦争体験が

体験者自ら語る記憶ではなく、残された文書や写真などの記録で伝えられるようになることを意味する。またそれと同時に、現在の問題関心の延長線上に捉えられてきた戦前の出来事が、歴史として客観的に捉えられる時代へと移り変わったともいえよう。

満洲についても、これまで体験者の記憶によって語られることが中心であったが、これからは満洲と直接関係のない戦後世代の研究者やジャーナリストらによってさまざまな接近と分析、そして多くの成果が世に問われることになるであろう。そして、その際に重要になってくるのは、残された当時の文書や体験者の手記、インタビュー記録、さらには写真や映像といったもので

ある。体験した出来事は、これらの手がかりがなければ体験者の死と共に消滅し、後世へ語り継がれることはない。

これからの満洲研究は客観的で多様なものが生み出されていくであろうが、そこからは体験者が感じていた同時代としての生々しさが失われてしまうことは避けられない。このことは歴史の宿命ともいえるが、彼らの感じた時代の息吹を共有することは不可能としても、どのような考えを持っていたのかを理解することは必要であろう。

しかし、体験者の語る記憶がすべての時代の証言であると判断することは早計である。人間の体験は時の経過と共に記憶となるが、その時代ごとの価値観の強い影響を受け続け、絶えず再編成されるものである。そして、歴史観というものも常に時代の影響を受けて変化する。

では、満洲体験者の歴史観はどのような変遷を辿ってきたのであろうか。ここでは、国際善隣協会の歴史とも深く関わる『満洲開発四十年史』と『満洲国史』を採り上げ、時代の影響を受けながら体験者の満洲に対する歴史観がどのように変化してきたのかを考えていこう。そして、こうした歴史編纂の基礎となった記録がその後どうなったかを振り返り、記録をいかに伝えていくかにも触れたい。

『満洲開発四十年史』 —それぞれの世代の満洲

アメリカによる日本占領が終わり、国際社会への復帰が決まるサンフランシスコ講和条約調印を間近に控えた1951年春、満鉄関係者を中心とした満史会という団体が結成された。



この団体は、元満鉄理事であった大蔵公望が政財界長老有志の支援を受けて満洲開発の歴史の編纂を目的として作られ、9月には編纂に向けた第1回の座談会が開かれた。この席上、大蔵は満史会設立の背景を以下のように語っている。

「終戦後、日本国内に満洲における日本の業績に関して非常に誤解がありまして、何だか日本は長年満洲に侵略しに行ったと云う考えを日本国民に植えつける傾向が多いので、まことに長く満洲におつた

者としては遺憾に耐えないのであります」

戦後の日本では、満洲への進出は侵略であって、そこで行った産業開発は植民地支配にほかならないといった評価が歴史学界やマスメディアを中心に広まっていた。この見方は勝者であった連合国が東京裁判で下した「政治的審判」に結びついてしたが、講和条約発効によって日本が独立する頃になると、こうした歴史解釈に反発した敗者による「歴史的評価」があらわれてきた。その一つが満史会による歴史編纂であったといえる。

しかも、後進地域の近代的発展に寄与したというような植民地近代化論は、1951年10月から開始された日韓交渉で日本政府が使った論法であった。当時、日韓に加えて台湾に逃れた中華民国とのあいだでも国交回復交渉が行われていたが、最大の難関は賠償問題であった。

当時、復興途上であった日本にとって賠償額の減額は不可欠であった。そこで、莫大な金額にのぼると予想された中国に対する戦争被害や朝鮮半島に対する植民地支配の補償に対して、そこに残した日本の産業資産や社会インフラをもって相殺しようとした。そのために植民地近代化論は有効な論拠となっていたのである。こうした対外交渉で使われた論法は満史会の歴史

観に大きな影響を与えたといえる。

しかし、その一方で満史会は、保守政党と政府に対して強い不満を持っていた。大蔵は同じ座談会で満洲に対する歴史観の見直しに消極的な政府を批判し、自分たち民間の手で歴史編纂事業を行って、独自の歴史観を打ち立てることを強調した。大蔵をはじめとする満史会メンバーは、保守政党支持者であったが、政権与党も政府も歴史認識問題に冷淡であり、歴史評価をめぐる微妙な距離は意外と深刻なものであった。

さらに、満史会の歴史編纂事業は満洲産業開発の歴史を正しく評価しようという意気込みで始まったものの、実際は満洲事変以前の歴史に重点が置かれ、満洲国時代の歴史評価を意識的に避けてしまった。その理由は、大蔵以下、満史会のメンバーの多くは満洲事変以前に満洲と関わってきた人たちだったからである。

そのため、必然的に彼らの体験や記憶や評価は満洲事変以前に集中し、満洲国への評価については正面から触れられなかったことに繋がった。確かに、大蔵が満鉄理事だったのは満洲事変前であって、事変後は直接の繋がりがなかった。

ここで注目しておくべき点は、満洲支配の歴史的評価にしても満洲事変以前と以

後では関わった人が大きく変わっており、正当化を図ろうとする目的は同じであっても、対象とする時代やとりあげる出来事は大きく異なってしまうことであった。

このような背景のなかで進められた『満洲産業開発史』の編纂は、早くも1955年末までにはほぼ原稿が完成した。しかし、出版の目途が立たなくなったため中断、結局、後述する満蒙同胞援護会の協力を得て1962年になって編纂が再開され、1964年9月によりやく『満洲開発四十年史』となって刊行された。全3巻の本書は、満鉄中心の産業開発史として内容も統一が図られ、後述する『満洲国史』とは違ってイデオロギー的要素が希薄という特徴を持つ。これは、執筆・編纂を得意とする元満鉄調査部員（しかも戦時中の満鉄調査部事件で検挙された左翼グループとは別のグループ）が中心になっていたことが大きな要因であったが、満洲事変以前から満洲と関わってきたグループの満洲観・歴史観が投影されていたことも無視できない。

『満洲国史』

——高度経済成長と歴史の政治化

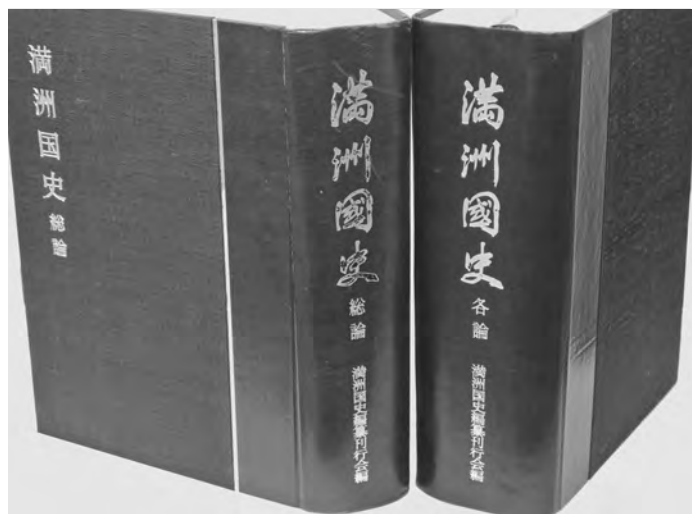
敗戦後の1946年3月15日、満洲が

らの引揚者の援護団体として、(財)満蒙同胞援護会が結成された。当初は、満洲引揚者を対象とした援護活動を中心にしていたが、引揚者問題が敗戦直後の生活援護から講和条約後の在外財産補償請求運動へ質的転換を遂げていくなかで、新たな目標を掲げるようになった。

保革2大政治勢力を軸とした55年体制が始まって数年が経った1959年1月、満蒙同胞援護会は満洲引揚史の編纂事業を開始する。満蒙同胞援護会では「満洲引揚史」・「満洲開発史」・「満洲建国史」の3部作構想が浮上しており、その第1弾が着手されたのである。この引揚史は1962年1月に『満蒙終戦史』として刊行された。続く第2弾の「満洲開拓史」は前述した満史会の編纂事業と重ねていたため、満蒙同胞援護会は満史会への資金援助を行うことになった。

結局、前述したように『満洲開発四十年史』は紆余曲折を経て、満蒙同胞援護会の全面的支援の下で1964年に刊行された。残るは「満洲建国史」のみとなった。

1966年6月9日、満蒙同胞援護会内部で満洲国史編纂計画についての意見交換会が開かれ、翌7月から本格的な作業が始まった。その時の編纂刊行会の要綱では「刊行会は満洲建国の精神とその



世界史的意義を闡明し、史実に基き満洲国の建国過程を叙述し、これを刊行することを目的」として掲げ、次のような編纂方針を決定した。

一、編纂方針

(イ) 満洲国建国の精神とその世界史的意義を闡明す(世界の真の恒久平和を実現するための典型、国家の建国を目標したことを明らかにする)。

(ロ) 東方の道義と西方の科学技術と

が渾然融合一体化せる近代国家満洲国の建国過程を歴史的に叙述す。

(ハ) 満洲国の民族協和を原則とせる政治、経済、軍事、産業、社会、交通、文教等、各部門別の建設、整備の実情を叙述す。

(ニ) 満洲国に対する回顧と批判

関東軍首脳部の交迭と支那事変の影響による満洲国の変貌を回顧・批判す。

『満洲国史』編纂の基本姿勢はここに明らかとなっている。すなわち、満洲建国理念の崇高性を前面に出して世界的意義を強調することで、当時の歴史学界を中心として根強かった支配・侵略中心の歴史観を克服しようとしていたのである。こうした考え方は、満洲国史編輯主任であった半田敏治(元大同学院教授)が主導したものであった。

半田は、満洲国関係者を集めて開いた第1回建国座談会(1966年9月26日開催)において、「アジアにおける日本の勃興を抑圧して東亜の番犬以上にのびさせまいというアングロ・サクソンの政策がただちに支那に反映し、(中略)東北政権が満洲において日本の勢力を一掃してしまおうというようなことにまで発展して、日本および日本人の権益擁護と、国防の安全ということとでそれが満洲事変

になった」と述べていたように、満洲事変はあくまでも日本の権益を守る自衛措置の発動であって、その結果生まれた満洲国は五族協和を理念とした世界的にも類を見ない理想国家であると位置づけていた。半田の歴史観には、アジアの植民地化をもくろむ英米帝国主義国とそれに対峙された国民政府・東北政権に対抗して東亜の解放を旗印とする日本という、かつて「大東亜戦争」で唱えられたイデオロギーがそのまま残っていた。

以前、満洲会の編纂した『満洲開発四十年史』は、東京裁判への反発から始まっていたが、実際には政治的評価を意図的に避けていた。しかし、『満洲国史』は政治的評価を真正面から扱ったものとなった。敗戦・占領という屈辱から高度経済成長による国家威信の回復と同時に、活発な学生運動による旧社会秩序の崩壊と混乱のなかで、林房雄の『大東亜戦争肯定論』に代表される欧米列強の植民地化に抗した東亜の解放といった歴史観が長年の封印を解かれて全国的に広がり始めたことが大きな社会的背景となっている。そして、政治的背景としては、日華条約・日韓条約締結による賠償放棄が確定し、満洲会のような植民地近代化論を前面に出す必要がなくなったことも重要である。

こうして、より政治的主張の強いものとして満洲国史は生まれたが、満洲国の理想国家化という一面を強調する結果に陥り、満洲事変や満洲国の本質をかえって見失う結果をもたらしてしまった。

皮肉なことに、石原莞爾の片腕として満洲事変から満洲建国にかけて重要な役割を果たした片倉衷(関東軍参謀)は、第2回座談会のなかで「やはり満洲事変の問題で初めから終わりまでを通じて考えておかなければならないのは対ソ関係だと思っています」と満洲事変の本質を的確に語り、とかく世界的意義に結びつけたがる半田の考えとの相違が見られた。

植民地支配をめぐる善悪論でも五族協和をめぐる理想論でもなく、対ソ政策と日本にとっての国家利益といったリアリズムから満洲国が語られることで、満洲国の諸矛盾が明らかとなり、単なる贖罪論や肯定論とは違った歴史総括となる可能性があったが、最後までこうしたリアリズムは欠如したままであった。さらに『満洲国史』の編纂に関わった人びとも満洲との関わり方は多岐多様であり、満洲国に対する見方や考え方も異なっていたことも見落としてはなるまい。

満洲国に対する認識は、「五族協和」、「王道楽土」といった建国理念の強い影

響を受けた在地グループと国家総力戦体制の構築を目指した官僚グループ、さらには両グループと関係がありつつも独自の立場を取る関東軍幕僚グループ、それぞれが微妙に異なっていた。

在地グループとは、山口重次や小沢潤作など満洲事变以前から満洲に住み、満洲青年聯盟などの活動を通じて満洲事变に積極的に関わり、満洲建国後は石原莞爾の思想的影響を受けて協和会を主な活動の舞台とし、一部は東亜聯盟運動に参加した人びとが典型である。

これに対して官僚グループは、星野直樹や岸信介など満洲国建国後に日本国内から渡ってきて満洲国の国家建設の中枢を担った革新官僚である。

一方、関東軍幕僚グループは、最終的な決定権を握って満洲国を実質的に支配していた者たちであり、片倉衷や竹下義晴・和知鷹二・花谷正・沼田多稼蔵・池田純久・岩畔豪雄・辻正信などが挙げられる。彼らは片倉のように石原莞爾に近いものもいれば、石原の政敵でもあった東條に近い池田などもおり、各自の陸軍内部における立場によって在地グループや官僚グループとの関係の遠近粗密があらわれている。しかも戦後になってから満蒙同胞援護会と深く関係していたのは、

片倉ぐらいであった。実は、満洲国の実態にもっとも深く関わっていた関東軍幕僚グループが決して一枚岩ではなく、しかも戦後に表立った活動も積極的な発言もなかったことが満洲国の歴史評価に少なからず影響を与えていたことは注意すべきである。

以上の3グループいずれも戦後では「五族協和」や「王道楽土」を前面に出して満洲国の歴史的意義を正当化したのは同じであるが、根幹において大きな認識の相違が見られる。

在地グループは自らが生み出した満洲国を日本から独立したものと理想化していた。しかし、官僚グループはあくまでも日本にとっての満洲国という立場を貫いており、官僚主導国家モデルの建設というきわめて現実主義的要求を基盤としていた彼らにとって、「五族協和」や「王道楽土」は政策遂行のためのスローガンにすぎなかった。

さらに、官僚グループは、岸信介や椎名悦三郎のように戦後になっても政治の世界に関わったものと、星野直樹や古海忠之のような政治の世界へ入り込めなかったものとの間には戦後の満洲観に大きな認識の差違が見られた。

なかでも満洲国建国に重要な役割を果

たしながら、A級戦犯となり、戦後はその実力を発揮できなかった星野には、満洲国に対して積極的に発言し、過度ともいえる理想化が顕著であった。しかし、戦後も現役の政治家であった岸は、意外にも自分の仕事以上のことは語らなかった。無意識的に「体験の浄化」が進み、思い出話になってしまった星野の満洲観との決定的な違いがそこにあった。

『満洲国史』編纂事業には、山口と古海のように満洲国時代には出身母体も異なり、政治的・人脈的にも対立関係にあったものが同居していたが、それぞれの満洲国像が反映されており、決して歴史観が共有されていたわけではなかった。

戦後の満洲国を歴史的に総括したとされる『満洲国史』は、「刊行のことば」（総論）で平島敏夫が理想国家としての満洲国を強調し、侵略性を強調する歴史観に真っ向から反論しているのに対して、「あとがき」（各論）において古海が「五族協和」が抽象論の域を出ず他民族への独善性も少なくなかったと自己反省を述べるという、同じ満洲体験者でも異なる満洲国観が混在していた。そこには、満洲国を歴史的に評価することがいかに難しいかが象徴されているといえよう。

記憶から記録へ

『満洲開発四十年史』と『満洲国史』は、それぞれの時代の影響を受けて作られたものであった。ただし、編纂の際には歴史解釈は別にして膨大な資料を集めて、事実を客観的に実証しようという姿勢は貫かれていた。

ソ連軍の侵攻によって満洲国が崩壊したため、一次資料ともいえる満洲国政府の文書の多くは失われてしまい、関係者が個人的に保持していた文書や証言によって編纂を行わなければならなかった。そのため、関係者に対して資料提供が積極的に呼びかけられた。

とくに『満洲国史』編纂の際に集められた資料は、満洲国政府内部での政策決定に関わる文書など重要な価値を持つものが多く含まれていたが、編纂が終了した段階で満蒙同胞援護会が管理することになった。しかし、公的機関などへの寄贈が行われなかったため、事実上「死蔵」されてしまった。

1972年6月末に満蒙同胞援護会は解散し、その業務は国際善隣協会へ引き継がれた。その際、援護会が所蔵する文書も移管されて現在にいたっている。た

だし、援護会が『満洲国史』編纂以前に刊行した『満蒙終戦史』に関しては、膨大な資料が集められて保管されていたが、いつの頃から外部へ流出し、法政大学大原社会問題研究所を経て、現在は滋賀大学経済経営研究所が所蔵している。この『満蒙終戦史』編纂資料が流出する際、一緒に満史会の資料と国際善隣協会の事務関係の業務文書も流出した。満史会の資料は『満洲開発四十年史』編纂の際の会議議事録や会計文書など編纂業務文書であり、執筆の参考とされた資料は含まれていない。

外部へ流出した文書以外では、国際善隣協会が所蔵していた図書類が拓殖大学図書館に寄贈されている。これらは援護会時代からのものも含まれるが、なかには図書ではなく明らかに文書資料といえるものも少数であるが含まれている。

現在、国際善隣協会が所蔵している資料は、『満洲国史』編纂の際に収集された文書資料や満洲国関係者の談話記録や手記などが中心である。ただし、『満洲国史』には各章ごとに参考とされた一次資料が挙げられているが、これらのすべてが協会に現存しているわけではなく、かなりの部分が所在不明となっている。満洲関係者が個人的に保管していた一

次資料は、意外と多く残されていたが、世代の変わり目にあたる近年になると個人宅から流出し、古書店などで売られてしまうケースが増加している。満洲の歴史を学術的に検証し、後世へ伝えていくためには、資料が散逸してしまう事態を極力防止し、公的機関での受入保管体制を早急に確立する必要がある。また、関係者のインタビューを可能な限り進めていくことも不可欠である。

20世紀は激動の時代であったが、その時代の記憶を記録として残し、後世へ伝えていく動きが世界各地で起きている。

そうした国際的な流れを踏まえて、日本でも満洲の記憶を記録として残していくことは日本だけではなくアジアを含めた世界全体にとって重要な意味を持つといえよう。

(10月26日・公開フォーラム―「若い世代が見た満洲シリーズ」の1)

講師略歴(かとう きよふみ)

- 1966年 愛知県生まれ
- 1991年 早稲田大学卒業
- 2001年 同大学院文学研究科 博士課程修了

著書「満鉄全史―『国策会社』の全貌」ほか

《公開講演会記録》「新しい世代が見た満洲」第2回

地域から送り出された満洲開拓移民

日本学術振興会特別研究員 細谷亨



満洲開拓移民の歴史をめぐる動向

「満洲」や「満洲国」を考える際に欠かすことのできない出来事の1つに「満洲開拓移民」（以下、括弧省略）がある。満洲開拓移民とは、昭和戦前期、陸軍と拓務省を中心に推進された満洲への日本人農業移民政策のことである。

満洲開拓移民は2つの政策意図のもとに計画・立案された。

1つは、現地側の関東軍による政治的・軍事的要請である。建国後まだ日も浅く、治安の確立しない満洲国支配の安定化のために一定数の日本人人口が必要とされたことに加え、対ソ防衛のための後備兵力としての役割が日本人移民に期待され

た。

もう1つは、昭和恐慌下で経済的に困窮する日本農村・農民の救済手段（過剰人口対策）として拓務省が注目したことである。現地側と日本側双方の意図が相まったことで、移民政策は実行に移されていった。1932年から45年までの14年間で、約27万人の日本人が移民として満洲に移住したといわれる。

敗戦前後になると、ソ連の参戦と現地住民の報復、収容所での越冬生活の過程で約8万人が犠牲になった。混乱のなか、生き延びるために中国に留まらざるを得なかった女性や子どもも少なくなかった。

中国残留孤児・残留婦人問題は、日本政府による開拓移民政策に原因がある。現在は、帰国者とその家族の生活保障が

大きな焦点になっているほか、中国社会では、残留孤児の養父母の生活・扶養問題が深刻化している。開拓移民の歴史は完全に過去のものになっていない点を私たちは認識しておく必要があるだろう。

ところで、満洲開拓移民の歴史は、戦後の日本でどのように語られてきたのだろうか。

大きく分けると3つの立場から語られてきたように思われる。1つは、満洲開拓政策の歴史的意義を強調し、その役割を高く評価する旧政策担当者によるものである。例えば、かつて満洲国開拓総局長の要職にあった五十子^{いっし}卷三は、戦後、次のように総括している。

「各地の開拓地は、それぞれ国防上、農産上、民族協和等いろいろの点で、満

州国国策の推進に、非常に貢献した次第である。(中略)昭和七年以来僅か十余年間にかかる大量移住者を送り出したことは、恐らく世界各国の移民史上その例を見ないところであろう」(『あゝ満洲——国づくり産業開発者の手記』、満洲回顧集刊行会、1965年)。

2つ目の立場は、満洲開拓移民史の「科学的」な検討に取り組んだ歴史研究者によるものである。ここでは、先の旧政策担当者による評価とは正反対に、開拓移民が「日本帝国主義による満洲支配



の人的主軸」としての役割を担った点で、その侵略主義的・加害者の性格が強調された(満洲移民史研究会編『日本帝国主義下の満洲移民』、龍溪書舎、1976年)。歴史研究では、移民計画の主導権を関東軍が掌握し、中国人農民からの大規模な土地収奪を伴っていた事実が重視されたのである。こうした点は、敗戦後の中国人農民による報復行為との因果関係を内包するものとして説明される。

以上のように、戦後の日本では、開拓移民の歴史をめぐって、旧政策担当者とは歴史研究者の立場が対立してきた。しかしその一方で、もう1つ別の立場からの語りが存在した点に着目する必要がある。

それは体験者による回想・記録であり、主に手記・開拓団史の刊行という形で行なわれた。なかでも開拓移民を集中的に送り出した地域では、個別の開拓団史を編む事例が多く、編纂主体(個人・拓友会・自治体)、目的(顕彰・慰霊・記録)、時代状況などの相違はあるものの、敗戦後から現在に至るまで、膨大な数の開拓団史が刊行された。全体的な傾向として、開拓団史では、開拓移民政策の評価そのものよりも、それぞれの体験が当事者の立場から生々しく記述されている点に最大の特徴があった。満洲開拓移民の記憶

は地域のなかで様々な形で存在し、体験者自身によって歴史を記録する行為が営まれてきたと言える。

近年では、長野県飯田市の「満蒙開拓を語り継ぐ会」にみられるように、市民や研究者との関わりのなかで、地域単位での新たな運動としても取り組まれるようになった。

こうしてみると、満洲開拓移民の歴史にとって、「地域」の存在が1つの焦点になっていることに気がつく。

本講演では、地域と満洲開拓移民の關係に留意しながら、その特質を歴史的な視点から考えてみたい。

分村開拓団の送出

満洲開拓移民の時期は、試験移民期(1932〜35年)と大量移民期(1936〜45年)に大きく区分できる。前半の試験移民期は、送り出される開拓移民が少なく、文字通り「試験」的な規模にとどまっていた時期にあたる。

その最大の理由は、予算を握る大蔵省(高橋是清蔵相)が移民政策に真っ向から反対していたためである。恐慌からの脱出を目指す高橋財政のもとでは、軍需や公共事業を中心に限られた予算をいか



に効果的に配分するかが課題になっていた。たのであり、成算の見込みのない移民政策に貴重な予算を多く割くわけにはいかなかった。

しかし、こうした状況は、2・26事件（1936年2月）で高橋が殺害されると一変する。新たに成立した広田弘毅内閣は、同年8月、開拓移民政策を重要国策に指定し、発言力を強めた陸軍の後押しのもと、「二〇カ年一〇〇万戸送出計画」を策定した。

さらにこの頃になると、これまで移民政策に無関心だった農林省が深く関与するようになってくる。当時、農林省内では、農家経営の安定を経営規模拡大によって実現しようとする考え方が強くなっていた。そこで発案されたのが「分村計画」である。計画の内容は、村ごとに農家経営の「適正規模」を算出し、「過剰農家」を満洲に送出することで、村内農家の1戸当り耕作面積を増加させるというものであった。移民政策は、従来の過剰人口から過剰農家の処理へと移行していった点に注目する必要がある。

また、これまでの移民が、異なる地域から単発的に送出されていたのに対して、分村計画方式は、1つの村ないし同一地方（郡）を送出単位とする集団移住形態であり、地縁関係を利用しながら一度に大量の移民確保が可能になるという点で期待された。以後、分村計画によって送り出された分村開拓団が大量移民期の中心的な送出形態になっていく。

分村計画では補助金の交付が大きな意味をもっていた。政府は分村計画樹立町村に対して多額の補助金を優先的に交付していった。当時、農村の多くは財政難に陥っており、そうした村にとって多額の補助金は大きな魅力であった。分村計

画を取り入れた農村は、交付された補助金を用いて道路、倉庫、集荷場、堆肥舎など村の生産基盤の整備に充てた。

その一方で、計画通りに移民送出を遂行しない村に対しては補助金の減額をはじめ、場合によっては、「満洲開拓に頭をかたむけんような町村に対しては、将来は何の援助もせんぞ」（野添憲治『海を渡った開拓農民』、日本放送出版協会、1978年）というように、県の役人が町村関係者を恫喝することもあったという。逆に、送出目標を達成するなど成績の良い村には補助金の増額がなされた。

それでは、実際に村から送り出された開拓移民はどのような階層の人たちだったのだろうか。開拓移民の階層は時期によって大きな違いがみられる。在郷軍人（兵役経験者）が主体になった試験移民期では、村内の上・中層農家の次三男が単身で移住することが多かった。一方、分村計画が導入される大量移民期に入ると、下層村民（小作農、雑業者など）の戸主を含めた家族移住が主体になっていく。

しかし、下層村民の戸主が加わることで、新たに開拓移民の負債・家政整理、残留家族問題が発生した。通常、開拓移民は、家族で移住する場合でも、戸主が

一足先に現地に赴き、準備が整った段階ではじめて家族を呼び寄せるのが一般的であった。よって、一家の大黒柱の戸主がいなくなること、村に残された家族は、負債や家政の処理に窮するだけでなく、生活そのものが成り立たなくなるといった事態が生じる。これら開拓移民の家族の生活保障が大きな焦点になり、その費用を村が負担しなくてはならなかったのである。

長野県上伊那郡南向村では村長ほか60名が、「移民者ノ負債、家政整理ハ頗ル困難ナル問題ニシテ之ヲ要スル村、部落或ハ五戸組合ノ経済上ノ負担ハ莫大ナルヲ以テ之ヲ解決ニ挙村苦慮シツアリ」というように、政府に対して財政支援の陳情を行なっている（1938年3月、『議院回付請願書類原議十七』）。

開拓移民の負債は、村が当事者の間に入り整理を行なった。残留家族問題については、困窮する家族に対して村が独自に生活扶助を実施したほか、村によっては、養蚕手伝、産婆、奉公、製板助手、製傘、アンゴラ兎飼育など就職・副業の斡旋を行なうこともあった。費用の一部には政府からの補助金があてられたものの、その多くは村が自弁しなければならなかった。



村はこうした負担を伴いながら開拓移民の募集・送出にあたったが、ここにきて再び大きな困難にぶつかることになった。それは、日中戦争勃発（1937年7月）後の軍需景気・農家経済好転と労力不足である。景気が回復すれば、それだけ農民が満洲に移住する動機もより希薄になっていく。

さらに戦争が開始されると、兵力動員に加えて、戦時統制が布かれたことで徴用など軍需工場への労働力動員が強力に進められた。兵力・労働力の戦時動員と開拓移民の給源が激しく競合することになったのである。

村では開拓移民の人員確保が困難になったが、政府からの送出圧力は強まる一方

だった。全部で何世帯送るかといった計画戸数も決まっていたので、村はその数値をクリアしなければならなかった。神奈川県津久井郡青野原村では、1944年、村長が軍需大臣東条英機に対して、開拓移民確保のために村出身の徴用工の雇用解除を嘆願している。こうした事例からは、戦時中の人の動員をめぐる苛烈さを読み取ることができよう。

開拓移民の募集は次第に半強制的な色合いを強めていく。高知県のある村では、集落の総会で連日のように移民送出が話し合われたが誰も行きたがらなかったため、最後は「くじ引き」を行ない、移住者を決めたという。

以上のことから明らかなように、分村計画方式は、大量移民を可能にする画期的な送出方式である反面、残留家族の生活保障という問題を表出させるなど、村の負担を大きなものにしていった。

また、戦争が激化して人員が不足すると、半強制的動員が行なわれるようになったのであり、そうした点もまた大量移民期の大きな特徴としてあげられる。それは同時に、送出義務を課せられた村の責任者が国・県と村民の板挟みにあい苦悩する過程でもあった。場合によっては、

義務を果たすべく、村長や助役など開拓移民を送り出す立場にある人が、開拓移民として自ら満洲に渡らざるを得なかった。開拓移民政策はまさに、村・地域にとって重い負担となつてふりかかった国策にはかならなかつたのである。

分村開拓団と母村

次に問題になるのは、満洲に送り出された開拓移民はいかなる環境に置かれていたのか、という点である。当時、日本国内では、「満洲に行けば一〇町歩の地主になって良い暮らしができる」などの甘い文句で盛んに宣伝・勧誘が行なわれていた。映画や文学、ジャーナリズムも移民熱をしきりに煽つた。

確かに日本人移民は、中国人農民が耕してきた土地に入植するケースがほとんどだったので、郷里では考えられないほどの広大な土地を所有する自作農・地主になることができた。しかし、気候風土も生活習慣も異なる遠い異国の地に入植することは、身体的にも精神的にも大きな負担になって開拓移民を苦しめた。農業技術に関しても、小面積に応じた日本の集約的農法ではなく、役畜や犁を用いたスケールの大きい大陸的農法だったた

め、不慣れな日本人移民は営農面でも大変な苦勞を背負うことになったのである。

1939年頃の開拓団の様子を伝えた手紙には、「政府及雑誌新聞又は講演或は政治家は、満洲は何でも良い地方であり、何をやっても成功するように吹聴するけれど、之等の者の口車に乗って欺されて入満し、目も鼻もつかず、現在非常に苦しんで居る者が半数以上もゐます」とある（小林英夫・張志強編『検閲され



た手紙が語る満洲国の実態』、小学館、2006年）。

また、模範的な開拓団で名を馳せた第一次弥栄村の様子を伝えた別の手紙には、「此の間此の村が匪賊の襲撃を受けました。機関銃を持った有力な匪賊で移民団の方でも大分死傷者を出し、又一部の女子は拉致された」という衝撃的な内容が記されている。これらの手紙は関東軍によって検閲を受けた結果、没収となった。

以上からは、開拓移民は経済的に困窮するだけでなく、生命の危険にさらされていた状況を読み取ることができる。もちろん、全ての開拓団がそうだったわけではないだろうが、開拓移民の厳しい現実の一端を示しているのは間違いない。

では開拓団の経営状態はどのようなものだったのだろうか。ここでは、山形県西村山郡高松村から送り出された分村開拓団を例に確認してみたい（細谷亨「戦時期における日本人「満洲開拓民」の経営・生活と意識」、『日本史研究』第五十六号、2009年）。この分村開拓団の経営資金の調達源泉を貸借対照表で確認すると、経営資金総額は、入植1年目（1940年）7万1091円、2年目（42年）20万6257円、3年目（42年）50万312円というように、年々膨張し

ているのがわかる。

このなかで営農収入の金額・割合をみると、1年目0円、2年目9155円（4・4%）、3年目6万5174円（13・0%）となっており、特に2年目から3年目にかけての伸びが顕著だったことがわかる。開拓団経営の一定の進展を示すものといっていいただろう。

しかし、注意しなければならないのは、開拓団経営資金の大半を占めていたのが、関係機関からの借入金だった点である。具体的には、開拓移民の金融や入植補助業務を担当する満洲拓植公社からの借入金が、この期間を通して約5割を占めていたこと。それ以外では、「母村」（送出村のこと、当時は「元村」ともいった）からの借入金と日本政府の補助金がそれぞれ数万円にのぼっていたことが確認できる。

母村から資金を調達できた点は分村開拓団の利点といえるが、開拓団の経営が借入金・補助金に依存する構造をもっていった以上、その経営状態を過大に評価することはできない。

分村開拓団と母村の関係で特徴的なのは、物心両面での交流が存在した点である。先の母村による融資が「物」の面での交流とすれば、「心」の面での交流に



なったのが、開拓団月報（団報）の送付と手紙のやり取りを通じた情報交換だった。

母村の側は、現地から毎月送られてくる団報によって作業や資金関係など開拓団の建設状況を詳細に把握することができた。また、双方は手紙を通じて盛んに交信を行っていた。開拓団から母村に寄せられた手紙には、団報には決して記されることがないような開拓団経営の苦心が綴られることもあった。

例えば以下に紹介する、開拓団長が母村の助役に宛てた手紙には、アジア・太平洋戦争以降、厳しさを増していく開拓団経営に対する彼の苦悩や苛立ちが吐露されている。

「口今は時局進展の最中で営農収支は稍もすれば償はぬ状態です。農産資源国の満洲が日本側に協力する事が絶対に必要になると共に、原則として主穀の価格が低廉なるべきは政策の根本たる以上、我々日本開拓民として当分忍ばねばなりません。食糧供給からは満洲国は自己の多大なる犠牲に於て日本側に協力しつつある事実を日本側は認識して戴かねばならぬと思います」（1942年7月4日付）。

こうした背景には、母村からの後続移民送出の停滞、満洲国政府による食糧増産要請の強化、戦時統制による農産物価格の低廉さなど開拓団を取り巻く状況の変化があった。戦争末期になると、貴重な働き手である開拓団の成年男子が関東軍に召集されるなど、開拓団の経営は困難の度を増していくことになる。以上のことから、開拓団は、母村や日本本国との結びつきを離れては成り立たなかった事実が浮かび上がってくる。

開拓団にとっては、母村だけでなく日本本国の存在もきわめて大きかった。長



野島の分村開拓団に参加した体験者のある男性（1919年生れ）は、当時を振り返って次のように証言している。「まあ、北海道開拓が一番苦労したかなあ。満洲の方がそらあ、大もとが日本国でなあ。あのまま敗戦にならずにおったらよかったかなあっていう人もおるけれども、そのかわり、開拓団当時の何年間かは国からの補助がなけりゃ食うことができなかったし、馬が入ったり、みんなそういうことで。私たちに目に見えてそういうこと

はなかったけれども、考えてみると、そういう大きな借金をしょってあったんでなかったかと思う」（2010年12月9日、長野県飯田市にて細谷聞き取り）。男性は当時、一般の開拓団員だったため経理に直接関与することはなかったものの、開拓団が国からの補助（借入金）によって支えられていたことに何となく気がついていた。ここでは、敗戦・引揚げ後、北海道への再入植生活で苦労した体験との関係から、満洲開拓の気楽さのようなものが強調されている。「大もと」である日本本国の支えがあつてこそその開拓団という事実を、改めて確認しておく必要があるだろう。

おわりに——満洲開拓移民のその後

敗戦直前の1945年8月9日、ソ連軍が突如、満洲国に侵攻したことを機に、開拓団の崩壊が始まった。関東軍は開拓団の成年男子を根こそぎ召集したため、多くの開拓団は老人・女性・子どもばかりになっていた。同時に、中国人農民による報復行為も始まったことで開拓団は大混乱に陥った。軍に置き去りにされた開拓移民は、もはや逃げ切れないと判断し、集団自決を選択することも珍しくな



かった。

長野県下伊那郡河野村から送り出された分村開拓団は、軍に召集されたものを除けば、僅か1名を残して全員自決という最悪のケースだった。当時、開拓団を送り出した母村の村長は、日記のなかで「満州に在る同胞の事いよいよ憂慮を伝えられる。開拓団に在る多数の村出身者についても同じ様健在ならんことを祈っ

てやまぬ」(飯田市歴史研究所編『満州移民』、現代史料出版、2007年)と、不安を抱えながらもひたすら現地の開拓移民の無事を祈っていた。しかし、最悪の結果を招いたことで、その責任を感じ、翌年、遂に自ら命を絶つに至った。悲劇は現地だけでなく母村でも起こっていたのである。

こうした悲劇を伴いながらも、開拓移民はこのあと、苦心の末に日本へと引揚げてくることになった。戦後社会は引揚者をどのように迎え入れたのだろうか。ここでは、「包摂」と「排除」の2つの局面があったことを指摘しておきたい。

「包摂」という点で大きな比重を占めたのが引揚者援護事業である。これは、引揚げに関する中央責任官庁に指定された厚生省が主体になったもので、物資配給、住宅対策、授産事業、生業資金貸付など引揚者の再起に向けた様々な援護が実施された。これに加えて、「生活困窮者緊急生活援護要綱」(1945年12月)や「生活保護法」(46年9月)を通じた公的扶助が実施されたことも大きかった。右の公的扶助は、敗戦後、アメリカによる軍事占領下で拡充された社会保障制度であり、このなかに生活に困窮する引揚者も包摂されていくことになった。生



活保護実施の窓口は母村の役場と民生委員が担当した。引揚者を受け入れ、彼ら・彼女らと直接向き合う母村の存在は重要だったといえる。

しかしその一方で、引揚者は、村の人たちから、誤解・偏見・差別を受けることも度々あった。例えば、満洲から引揚げてきたある男性は、「お前さん、満洲へ行っていくら銭もらってきたのよ」といった心ない言葉を投げかけられている

(満蒙開拓を語り継ぐ会編『下伊那のなかの満洲』5、2007年)。地域社会は必ずしも引揚者を好意的に迎え入れたわけではなかった。

戦後の日本が行なった施策としてよく知られているのが、国内再入植事業である。これは「緊急開拓事業実施要領」(45年11月)にもとづくもので、食糧難の解決と復員・引揚者の就業対策を目的としていた。だが実態は、標高数百メートルに及ぶ営農困難な高冷地や原野など条件の劣悪な土地への入植だった。これは先の引揚者援護事業とは対照的に、戦後社会や母村からの「排除」ともいえる政策であった。

戦後の国内再入植が満洲開拓と同様に(あるいはそれ以上に)困難を伴っていたことは、先に紹介した体験者の証言からも窺える。以上のように、戦後の日本社会は、「引揚者」として戻ってきた開拓移民の人たちを、「包摂」しながらも一方で「排除」する、二重基準をもって対応したといえよう。

満洲開拓移民は、歴史研究のなかでは通常、移植民史・植民地研究の分野で扱われることが多いが、それ以外にも農民政策史の領域で研究対象になっている。「農民政策」とは、土地・物・金でなく、

人を直接の対象とする政策のことで、戦時動員が強化される戦時期から戦後にかけての時期にクローズアップされることになった(伊藤淳史「戦時・戦後日本農民政策史研究の論点と課題」、『歴史学研究』第897号、2012年)。

言い換えれば、総力戦の進展のなかで、国家が人をどのように動かし配置するのかが政策上の関心事になったのである。成算の見通しのないまま、政治的・軍事的意図を優先させるなかで、人びとを半強制的な形で送り出した開拓移民政策には、総力戦下の苛烈さと「非合理」性が色濃く刻印されている。そのことは、戦後の再入植事業にも引き継がれる側面があり、両者には、政策上の系譜的連続性を確認することができる。

一方、農民政策の視点だけでは十分に見えてこない部分も存在する。それは、開拓移民政策の遂行が、地域(母村)に対して過重な負担を強いながら、政策の矛盾を転嫁していった点である。

地域の側は、国家の要請にこたえつつ、開拓移民の送出に取り組んだ。そして、残留家族問題など新たに表出する困難に対しては、家族の生活保障に取り組むことを通じて重要な役割を担うことになった。送り出した分村開拓団への財政支援

もまた大きな意味をもったと考えられる。さらに、戦後になると、引揚者の生存維持に欠かせない援護事業の直接の実施主体としての役割を果たしていく。ただしその過程では、母村の村長が苦悩の末に自ら死を選ぶなどの悲劇もみられた。そのことは、地域の側が抱えざるを得なかった矛盾を象徴的に表す出来事にほかならなかった。



これまでの歴史研究において満洲開拓移民は、「土地飢餓農家の侵略主義的排外主義的解消策」(『岩波講座 近代日本と植民地』3、1993年)という評価や、「棄民」という見方がなされる場合が多かった。しかし、政策面だけでなく、実態面(特に地域の視点)から検証したとき、満洲開拓移民の問題点が浮き彫りになると同時に、様々な困難や矛盾のなかで生きてきた人たちの声が聞こえてくる。満洲開拓移民は二度と繰り返してはならない歴史である。こうした歴史に深く学ぶことを通じて、私たちは、国策や行政、コミュニティのあり方を考える重要な手がかりを得ることができるのではないだろうか。

(11月22日・公開フォーラム―「新しい世代が見た満洲」の2)

講師略歴(ほそや とおる)

1979年 山形県生まれ
2002年 東洋大学文学部卒業
2012年 横浜国立大学大学院
博士課程修了・博士

現在 日本学術振興会特別研究員
著書(博士論文)『「大日本帝国」の膨張過程および崩壊後における「満洲開拓民」に関する研究』

《公開講演会記録》 「新しい世代が見た満洲」 第3回

満洲国建国と内モンゴル

—日本との出会いから興安省設置まで

明治大学講師 鈴木仁麗



昨年、2012年は満洲国の建国から80年という節目の年であった。満洲国建国当時の記憶を今に伝えてくれる人はもはや相当に少なくなってしまった。しかし、日中両国の各地に残された歴史資料を広く収集し、それを丹念に読み込むことによって、今でも新たな事実を数多く見いだすことができる。

満洲国の中にあつた内モンゴルの実態を明らかにしていくという作業もまた、そのような新しさを持っていると考えている。少し前までは、満洲国の中に広大な内モンゴル地域が内蔵されていたということ自体が、一般にそれほど知られておらず、また研究もほとんどなかった。

1990年代ごろから、満洲国の中の

モンゴルに関する、モンゴル史研究者による専門的論文が現れはじめ、2000年代に入ってから、ようやく活気ある一研究分野となったように見受けられる。

さて、満洲国の中の内モンゴルを、満洲国の行政区画では「興安省」と言った。建国当初、興安省は、「興安東分省」、「興安北分省」、「興安南分省」の3つの分省からなり、1933年に熱河地方を組み入れて「興安西分省」を作り、4分省体制となし、翌1934年には分省がそれぞれ省として独立した。終戦時には、4省を合わせた「興安総省」が作られていた。本稿では、満洲国内のモンゴルを「興安省」とよぶことに統一していきたい。興安省の主役はもちろんモンゴル人であ

る。モンゴル人と日本人との張りつめた渡り合いの過程が、興安省の歴史であると考えている。

ただし、その歴史を丁寧に通っていくとすると、これまでの満洲国史研究が取り扱ってきた漢人と日本人の関係とはどこか違う、モンゴル人と日本人との相互の関わり合いを感じ取ることがある。

それは日本人のモンゴル人に対する「愛着」といえるようなものであるが、そのぼんやりとした感覚を的確に論じつくすことはできない。私は日本人による満洲国統治を肯定する者では決していないが、だからこそむしろ、そうした心情の存在がある程度認めることで、多民族国家である満洲国における、各民族を「平等」に

統治することの難しさと、日本人による統治の冷厳さ、といった満洲国の姿を浮かび上がらせることができると考えている。

では、日本人とモンゴル人は満洲国建国に至る過程でどのような関係を取り結んだのだろうか。そして、その関係性がどのような興安省統治を作り出したのだろうか。以下では、1・内モンゴルと日本の出会い、2・日本の大陸政策と「満蒙」、3・満洲国建国過程におけるモンゴル統治の政策決定、の3点について考え、最後に興安省統治に対して多くの人が抱いてきた「幻想」を見直していく必要性について言及したい。

内モンゴルと日本の出会い

まず、有名な文学作品の一節を紹介したい。

主人は、「冒険者」と再び先刻の言葉を力強く繰り返した。「何をしているか分からない。私には、牧畜をやっています。しかも成功していますと云うんですがね、一向当てになりません。今までもよく法螺を吹いて私を欺したもんです。それに今度東京へ出て来た用事と云うのが余った程妙です。何とかと云う蒙古王のた

めに、金を二万円ばかり借りたい。もし貸してやらないと自分の信用に関わるって奔走しているんですからね。その取始に捕まったのは私だが、いくら蒙古王だって、いくら広い土地を抵当にするって、蒙古と東京じゃ催促さえ出来やしませんもので、私が断ると、蔭へ廻って妻に、兄さんはあれだから大きな仕事が出来っこないって、威張っているんです。仕様がなない。」

主人は此所で少し笑ったが、妙に緊張した宗助の顔を見て、

「どうです一遍逢って御覧になっちゃ、わざわざ毛皮の着いただぶだぶしたもののなんか着て、一寸面白いですよ。何なら御紹介しましょう。丁度明後日の晩呼んで飯を食わせる事になっているから。――なに引っ掛っちゃ不可ませんがね。黙って向に喋舌らして、聞いている分には、少しも危険はありません。ただ面白いだけです」としきりに勧め出した。宗助は多少心を動かした。

これは、夏目漱石が1910年に発表した『門』（新潮文庫、1996年、170（171頁）の一節である。『門』という作品には、具体的な歴史を示す事

柄が多く書き込まれているといわれる。

物語の冒頭では、主人公宗助と妻の御米の間で、伊藤博文の暗殺事件（1909年）が語られるなど、虚構の中に当時の世相を想起させる箇所を含む小説である。

引用した宗助と主人（大家）の会話の中に、「蒙古」「蒙古王」という言葉が出てくるが、これは、1910年より以前に、一般の日本人の間でモンゴルが話題に上ることがあったことを示している。

内モンゴルと日本の出会いの時期はその頃に求めることができ、その具体的な契機は日露戦争であったと思われる。

日露戦争開戦前、日本は、ロシアが義和団による排斥運動への対応として全満洲を占領したことを憂慮し、「満韓交換論」を持ち出してロシアとの交渉を開始した。しかし交渉はうまくいかず、1904年、開戦に至った。

1905年のポーツマス条約により、日本は当初想定した以上の利権を得ることになり、遼東半島の租借権や東清鉄道南満洲支線（満鉄）を手に入れた。そして、新しく得た満洲の利権を確保するために、改めてロシアとの間で勢力範囲の画定交渉を始めることになった。

ここでは、その外交交渉を検討する前に、歴史学や人類学などの研究者たちが、



調査に出かける鳥居龍蔵（中園英助「鳥居龍蔵伝」より）

日露戦争の終結を契機に、徐々に南満洲やその先の東部内モンゴルへと関心を示すようになったこと、またそうした研究を支える、あるいは、より政治的・軍事的な意味合いを帯びた実地調査も行われるようになっていったことに注意を促したい。

日清戦争前後、日本のアジア研究の中心であった朝鮮史研究は、日露戦争を経てやや低調となり、代わって満洲史への関心が高まった。研究拠点の一つは、1908年に満鉄東京支社内に設置された

「満鮮歴史地理調査室」であった。

「満鮮史」という研究分野が現れた時、同調査室の責任者であった白鳥庫吉はモンゴル研究にも着手している。彼の著作集の中で最も古いモンゴルに関する研究は、1907年に書かれた『蒙古民族の起源』というもので、そこには、日露戦争後の日本の利害から考えても、満洲経営の際にその西に提携できる人たちがいることは力強いだろう、とあり、モンゴル民族に関して「種々の方面から調査研究する必要がある」と書かれている。日露戦争後のアジア史の分野で、モンゴル研究という新しい研究領域が拓かれようとしていた。一方で、本格的な実地調査も日露戦争後に開始され、関東都督府陸軍部による調査（『東部蒙古誌草稿』上中下巻）がある。

また、軍の調査とは別に、人類学者の鳥居龍蔵も内モンゴルの東部に入っている。日露戦争後の満洲調査（1905年）で初めてモンゴルに立ち入り、その後、夫人の鳥居きみ子とともに1906年と1907年に本格的なモンゴル調査を行っている。

日露戦争前にも日本人とモンゴル人の接点が無かったわけではないが（たとえば、ハラチン王府の毓正女学校で教員を

していた河原操子の例など）、戦争の勝利が両者のさらなる接近を促したことはおそらく間違いないと考えられる。

日本の大陸政策と「満蒙」

日露戦争の後、日本はロシアとの間で満洲権益画定のための交渉を開始した。

まず、1907年に第一次日露協約が結ばれ、それに附属する秘密協約では、東経122度線までの満洲を南北に分けて、南満洲を日本の権益とすることになった。

内モンゴルに関する権益問題が具体的に浮上するのは、第三次日露協約であり、1912年のことである。交渉の開始から1912年までの間、北東アジアの情勢変化は著しく、1910年には韓国併合が断行されて、南満洲は日本の「地続き」の権益となっていた。したがって、南満洲の西に連なる内モンゴルへの関心も、大いに変化していったと考えられる。

翌1911年には中国に辛亥革命が起こり、それにより清朝が崩壊すると、外モンゴルが独立を宣言し、ロシアは独立問題に関するモンゴル―中国協議の斡旋を引き受けた。日本は、ロシアが「モンゴル」に内モンゴルが含まれてはいないか、神経をとがらせた。第三次日

露協約はこうした情勢の中で結ばれたものである。

協約では、第一次協約で定めた南北境界線を北京の経度（東経116・27度）まで延長し、その経線の西側をロシア、東側を日本の勢力範囲として認め合うことになった。ここに、新たに「東部内蒙古」という日本の権益が誕生し、これまで「満洲」と呼びならわしていた一帯は拡大し、「満蒙」と呼ばれるようになった。内モンゴルをめぐる交渉は、日本とロシアの間だけで行われたわけではない。同じ頃、ヨーロッパ列強は国際金融資本の中国への関与について話し合いをしており、そこに日本とロシアも参加することになった。

これは六国借款団交渉といわれるもので、第三次日露協約交渉と同じく1912年から始まった。その交渉過程で、日本は、同借款が日本の「満蒙」権益に不利益を与えるものではないことを、交渉国に認めさせようと努めた。すなわち、この機会に、満蒙が日本の勢力範囲であることを列強に承認してもらいたいという意思の表れである。そして、この思惑は一応達成された。交渉会議録に日本の示した留保条件が記入されることとなり、交渉は妥結した。

上で見た2つの交渉は、いずれも第一次世界大戦前のことであった。その後、第一次大戦中、また大戦後において、それまでに「確立」させた日本の「満蒙」権益に揺らぎが生じはじめる。

まず、第一次世界大戦中、列強が極東から後退し、借款等で列強に依存してきた袁世凱政権に弱体化の兆しが見られると、日本は、これを中国との直接交渉の機会ととらえて、1915年に、全五号からなる二十一カ条要求を突き付けた。

このよく知られる二十一カ条要求交渉において、「満蒙」権益はどのようにに再定義されたのだろうか。

「満蒙」に関する要求は、第二号要求「南満洲及東部内蒙古ニ関スル条約」に表れている。その中で、日本は、南満洲と東部モンゴルを同列に扱い、両地域で要求する権益に差をつけなかった。

他方、中国側の対案では、「東部内蒙古」の文字が完全に削除され、中国が、「東三省南部」における問題に限定して交渉を進めようとしたことが分かる。

ところが、日本は東部内モンゴルに南満洲と同等の権益を得ることに強いこだわりを持っていて、中国が特に強い難色を示した第五号要求において譲歩してでも、その要求を貫徹させようとした。

しかし、何度談判を重ねても中国側はこの点を拒絶し続け、結局、日本は要求案を修正して、第二号要求の中に「東部内蒙古ニ関スル事項」という新項目を立てることとした。東部内モンゴルへの要求はここで大幅に見直されて、「南満洲」と「東部内蒙古」の間の権益の差が生まれることとなった。このことは、「満蒙」と一括りに呼ばれる地域が、実は、「満」と「蒙」で性質の違うものになったことを意味する。

そもそも「満」と「蒙」では異なる民族が暮らし、政治的伝統や経済的基盤も全く異なるものだった。しかし、実際には、「満蒙」の広い地域で、漢人とモンゴル人の雑居状態が見られ、「満」と「蒙」の明確な線引きは難しいものであった。二十一カ条要求交渉においてもその線引きは議題となったが、結局は棚上げとなり、日本はその後、境界をあいまいにしたまま、東部内モンゴルへと利権を拡張させることになった。

第一次世界大戦が終結し、列強が再び極東に目を向けた時、これまでのような列強間で勢力範囲を承認しあう国際秩序のあり方は見直しを迫られた。その結果、「満蒙」をめぐる列強の態度にも変化が表れる。はやくも1918年にアメリカ

から提起された中国への新たな借款計画の話し合いの中で、日本の「満蒙」権益は新たな局面に立たされた。

この新四国借款団交渉と呼ばれる米英仏日による協議において、日本は当初、相変わらず「満蒙」を借款団の共同事業から除外させることを考えていた。ところが、これは英米により強く批判された。

アメリカは門戸開放と機会均等主義の貫徹を重視して、勢力範囲の打破を目指していたため当然であるが、中国に既得経済基盤を有するイギリスでさえも日本の「満蒙」除外の意向を非難し、特に、「蒙」に関してはあくまでも反対し続けた。「満」と「蒙」の境界があいまいであることにも疑問を呈していたし、なによりも「蒙」が北京に近いことを警戒していた。

日本は結局、概括的に「満蒙」を除外させることをあきらめ、いくつかの鉄道利権を列挙して、それぞれの除外を求めることとしたが、最終的には、その鉄道利権の内、東部内モンゴルに予定していた鉄道（洮熱線）を放棄して、これを借款団の共同事業に含めることを認めた。

つまりこれは、「満蒙」全域が概括的に日本の勢力範囲内にあるということに列強の公認を得られず、さらに「蒙」における日本の優先権（既得権益）を手放

したことを意味する。

これにより、「満」と「蒙」の差はいよいよ広がったが、「蒙」において妥協することは、日本が列強の一員として新たな国際秩序に順応するためにはやむを得ない措置であったと考えられる。すなわち、東部内モンゴルに対する措置によって、「勢力範囲」そのものを認めたくないアメリカが提唱する新外交の原則に順応する態度を示し、一方で、南満洲には依然として、特殊権益や勢力範囲を前提として列強間の協調をはかる旧外交による秩序が残存することとなり、「満蒙」には当時の2つの国際秩序が重なり合っていた。

このようにいくつもの外交交渉の場で議論されてきた「満蒙」だが、「満」と「蒙」の境界と疆域は明確にされなかった。これが確定して、境界と疆域を持つに至ったのは満洲国ができた時である。

このことは、「満蒙」が、確かに「満」と「蒙」で異なる性質と役割を有しながら、日本人の満蒙概念はあいまいな形を取りながら、その時まで決定的には崩れなかったことを意味している。

日本は新四国借款団交渉の後も、「満蒙」と言い続けて、そこでの権益拡大方針を崩さず、1922年以降のワシントン条約体制下の、幣原外交が列強との協

調路線を選択した時期においても、内モンゴル方面への鉄道利権の伸張を継続させた。1910年代、20年代を通じて、内モンゴルにおける各種合併事業の進展、満鉄関連機関の設置や調査の実施など、水面下では絶えず中国側やモンゴル側との交渉が続けられていた。

東部内モンゴルで新たに利権を積み上げ、モンゴル人との関係を深めることが、この時期着々となされていた。だからこそ、田中義一内閣（1927～29）の満蒙分離政策が北伐阻止の失敗と張作霖爆殺により挫折して、「満蒙領有」が声高に議論されるようになった時も、東部内モンゴルは「満蒙」の重要な一部として、特別な疑問もなく、領有する対象地域として認識されたのである。

満洲国建国へーモンゴル統治の政策決定

その「満蒙領有」案を持論としていたのは石原莞爾である。彼は1927年に『現在及将来ニ於ケル日本ノ国防』を起草し、日本国内の食糧問題と人口問題解決のために満蒙領有が不可欠であるとし、以下の理由を挙げている。

満蒙ハ漢民族ノ領土ニ非スシテ寧

ロ其關係我國ト密接ナルモノアリ
民族自決ヲ口ニセントスルモノハ滿
蒙ハ滿洲及蒙古人ノモノニシテ滿洲
蒙古人ハ漢民族ヨリモ寧ロ大和民族
ニ近キコトヲ認メサルヘカラス 現
在ノ住民ハ漢人種ヲ最大トスルモ其
經濟的關係亦支那本部ニ比シ我國ハ
遙ニ密接ナリ

これは、滿洲は本来中国ではないとい
う矢野仁一などの主張を踏まえたもので
あり、モンゴル人・滿洲人を持ち出して
滿蒙領有を正当化している。

1927年は、田中義一内閣が「東方
會議」を開いた年であり、この會議を實
質的に計画したとされる森恪政務次官の
対中政策にも、「滿洲及び蒙古は歴史的
にも經濟的にも、また國防的にも、日本
にとって、陸の生命線である」ため、日
本はまず滿蒙を確保し、それから中国本
土に向かうべきだという、石原の考えに
近いものが表明されていた。この時期、
モンゴルは滿蒙領有の根拠となる重要な
要素ととらえられていた。

1930年代に入ると、関東軍参謀ら
のモンゴル認識はさらに深化していく。
1931年1月からは、関東軍参謀と滿
鉄調査員有志による「滿蒙に於ける占領
地統治に関する研究会」が毎週開かれ、

そこで意見交換が頻繁になされた結果で
あると考えられる。

この頃のモンゴル認識には3つの特徴
があり、第1に、モンゴル人が牧畜業を
営んでいるという観点からモンゴル民族
と地域の特異性を認識するようになった
点である。例えば、関東軍参謀板垣征四
郎が著した『軍事上ヨリ觀タル滿蒙ニ就
テ』においてもこの点が確認できる。
第2に、モンゴル獨立運動を滿洲への
武力行使の口実として利用しようと考え
るようになった点である。

第3に、対ソ戦略の一環として東部内
モンゴルの北側の地フルンボイルと興安
嶺一帯が注目された点である。つまり、
その認識の特徴は、東部内モンゴルの戦
略上の必要性を背景にしてはいるものの、
牧畜を行うモンゴル人の生活がある程度
認め、「民族協和」の観点から民族性を
無視しないものであった。

こうした関東軍のモンゴル認識は、滿
洲事変期の滿洲国建国工作の中でどのよ
うに変化し、興安省政策の決定にどのよ
うに生かされたのだろうか。

まず、1931年9月の柳条湖事件が
起きた直後に関東軍が策定した、『滿蒙
問題解決策案』を見ると、そこには次の
ようである。

我國ノ支持ヲ受ケ東北四省及蒙古
ヲ領域トセル宣統帝ヲ頭首トスル支
那政權ヲ樹立シ在滿蒙民族ノ樂土ヲ
ラシム

この中に「蒙古」の文字が見え、かな
り初期の段階から、モンゴルをその領域
に含む獨立国の樹立を提起していたこと
が分る。

他方、この時期はモンゴル人たちが獨
立運動を活発化させ、当時、瀋陽にあつ
た東北蒙旗師範学校の学生や日本に留学
経験のある者たちが中心となって、「内モ
ンゴル獨立軍」(のちに「内モンゴル自治
軍」と改称)を結成し、日本から武器弾
薬の援助を求めるなどの活動をしていた。
関東軍はこうしたモンゴル人の動きを
物的にも人的にも支援することで内モン
ゴル工作を進め、その中で、「新國家」
におけるモンゴルの位置づけを徐々に確
立していった。特にそれは、次の2つの
統治案の中に表れている。

1つは、関東軍が1931年10月21日
に策定した『滿蒙共和国統治大綱案』で
あり、その中には、「滿洲ト蒙古ノ行政
区画ヲ画然ト區別シ蒙古人ヲシテ漢民族
ノ圧迫ヨリ免レシム……」

とあり、行政区画の1つに「蒙古自治
領」が挙げられているのも大きな特徴である。

もう1つは、同じく関東軍が1931年11月7日に策定した『滿蒙自由国設立案大綱』であり、「蒙古ニ就テハ蒙古民族ノ特性ニ鑑ミ又従来ノ行政組織ヲ急激ニ変更スヘカラサル理由モアリ他ノ部分トハ別ニ考慮シ特別ノ行政組織ヲ必要トス」と書かれている。モンゴル民族の特殊性を理由に、モンゴルには「特別ノ行政組織」が必要だと明記した初めての統治案であり、ここでも再度、「蒙古自治領」の設置が提唱された。

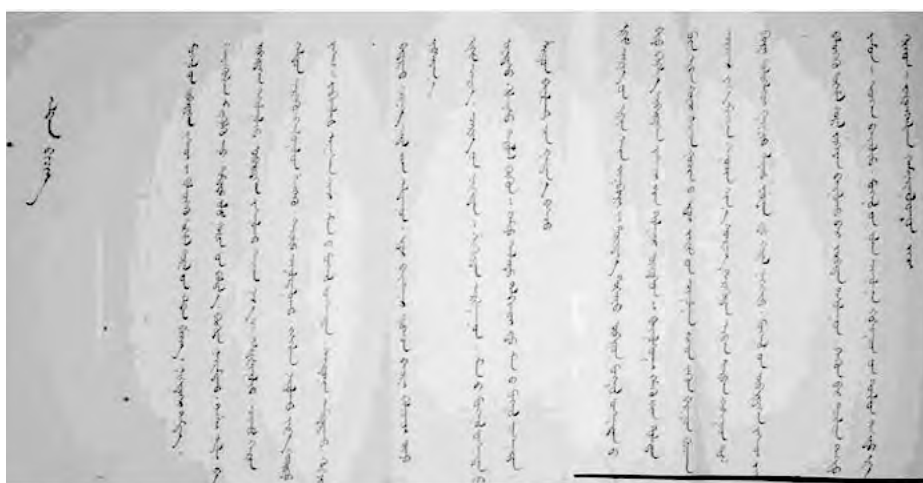
この時期には、モンゴル統治のために「自治領」を作り、保護的な政策をしようと考えていたことが明らかである。

大まかなモンゴル統治の方針が定まった後、関東軍は具体案策定のためにモンゴル人たちから意見聴取を行った。それは関東軍が信頼する滿鉄の職員がモンゴル人を集め、モンゴル人たちによる会議という形式で数回にわたって行われた。その中でモンゴル人たちは蒙古自治籌備委員会を結成し、自治のあり方、政治改善のための諸問題について話し合ったと考えられる。

彼らの政治的な要望を3つにまとめると、第1に、中国政府からの独立・自治を得たいということ、第2に、自分たちの牧地を漢人から守りたいということ、第3に、王公による封建的支配を改善し

たい、ということであった。

第3の点については、王公とモンゴル青年層の間で意見の一致をみることが難しかったが、ともかくそうした要望をどの



蒙古自治籌備委員会公函（モンゴル文）『片倉衷文書』20-1-4

程度、モンゴル統治案に組み込むことができるかが、関東軍の課題であった。

その課題への1つの回答として示されたモンゴル統治の具体案は、『滿蒙建設ニ伴フ蒙古問題処理要綱』というものである。これは関東軍が1932年2月6日に策定したものであり、その中で、モンゴル統治の基本方針が次のように書かれている。

蒙古人ノ為ニ特定ノ一省ヲ設定シテ牧畜経済ヲ主体トセル自治ヲ行ハシメ他ノ各省内ニ於テハ蒙古人雜居地帯ニ限り暫ク特殊ノ統治ヲ行フヲ以テ基本方針トス

ここには、モンゴル人に「特定ノ一省」を与えて、そこでの「自治」を認めることが明記され、先に関東軍が提唱した「蒙古自治領」が実現するかのよう読めるが、要綱の本文では、容認する「自治」のレベルを「旗」に限定している。また、この省に興安省という名を与えること、興安省内における牧畜の保護などが謳われた。

興安省統治の再検討

こうして設置に至った興安省について、従来、ここには自治が認められ、モンゴル人には特殊統治がなされていたと一般

的に考えられてきた。この点は、研究者の間でも詳しく検証されてきたとはいえず、ある種の「幻想」となっている。

この「幻想」が、日本人と内モンゴルの人との出会い、興安省統治を含めたその後の交流を、日本人のモンゴル人への「愛着」と相まって、やや甘美な「想い出」にしてしまったことは否めないだろう。

紙幅の都合もあり、実際の興安省統治の姿をここで詳細に描き出すことはできないが、拙著『満洲国と内モンゴル』で検討したそのエッセンスをすこし紹介することで、興安省統治を再検討する必要性を最後に述べておきたい。

まず、満洲国の中央に設置され、興安省統治の要となった「興安局」（興安局総長はモンゴル人のチムトセンピル）の特徴を検討すると、それは、中国の歴代の辺疆（蒙蔵）統治機関の流れを汲んでいることが分かり、満洲国内の漢人に対する統治とは別の統治系統によってモンゴル人を治めることを目指したものであった。しかしながら、国防、外交、交通・通信といった重要な業務は興安局の管轄外にあり、完全に日本人のコントロール下に置かれていた。満洲国がモンゴル人を特殊統治の対象にしていた面を確認でき、その点はモンゴル人の要望でもあったが、

モンゴル統治は、満洲国の一元的統治体制から著しく逸脱するような仕組みにはなっていなかった。

また、興安省の行政システムが特殊だったのかという点について、モンゴル旗の行政制度を記した「旗制」を検討すると、「旗制」は確かに県の制度にはないモンゴルの特徴（たとえば、ラマに対する規定があるなど）を備えているが、基本的には、県の制度との相似性が高く、満洲国の地方統治がその均質性を志向するものであったことが分かる。

さらに、興安省の自治の程度について、「旗制」の中の「旗自治会」の仕組みを、県に設置された「県自治委員会」と比較考察してみると、「旗自治会」にのみ際立った自治的要素が認められるわけではなく、むしろ「県自治委員会」の規定以上に不備が目立ち、運営が不可能であったことが考えられる。

興安省の場合、旗には旗長（ジャサク）を中心とする自治的な政治の伝統があり、「旗自治会」が規定する、いわば上からの自治が機能不全であれば、その分だけ伝統的な自律的自治が生き長らえることになった。

そのため、一見、興安省に自治があったように思われたとしても、実際は国が

定める制度としての、つまり公式の自治というものはほとんど機能していなかったといえるだろう。

満洲国は確かにモンゴル人の特殊性をある程度認めていた。しかし、それも「国家」としての一元性をゆるがせにしない範囲でのことであったし、「幻想」を作り出す最大の要因である興安省の「自治」に関しても、そこに公式な「自治」といえるものがあつたとは認められない。

満洲国は建国当初から、モンゴル人を多民族国家の一構成民族とみなし、これへの統治を冷徹に遂行したものと考えられる。これまでの興安省統治に対する「幻想」は見直しを迫られ、これに関するさらなる検討が求められている。

（2012年12月19日・公開フォーラム「新しい世代が見た満洲」の3）

講師略歴（すずき にれい）

1976年 千葉県生まれ
2010年 早稲田大学大学院文学研究科博士課程満期退学・博士
明治大学非常勤講師
早稲田大学中央ユーラシア歴史文化研究所招聘研究員
著書『満洲国と内モンゴル―満蒙政策から興安省統治へ』

《公開講演会記録》

「新しい世代が見た満洲」第4回

中国残留日本人留用者の帰還

熊本学園大学外国語学部准教授 大澤武司



はじめに

本日の講演では、中華人民共和国（以下、中国）からの日本人留用者の帰還、すなわち1950年代半ばの後期集団引揚を扱いたいと思う。後期集団引揚が実現したこの時期は、東西冷戦の深化や朝鮮戦争の勃発、そして中国の朝鮮戦争介入を契機とするアメリカによる中国「封じ込め」の強化や、それを打破するため中国による「以民促官（民を以って官を促す）」戦略に基づく日中民間交流の「積み上げ」などによって特徴づけられる時代であり、戦後日中関係史における「国交なき時代」であった。

当然ながら、当時の両国政府間には直接の交渉ルートがなかった。では、いかにして日中両国は日本人留用者の帰還を実現したのか。また、両国間の「ヒト」の移動はどのように展開したのか。「満洲国」に起源を持つ国際善隣協会にはこの歴史の直接体験者もおられると思われるが、今回は近年、中国で公開が進む外交史料などを織り込みながら、後期集団引揚の展開過程を再構成し、特に「友好の時代」とも呼ばれた1950年代半ばに行われた「積み上げ」方式の日中民間交流の文脈における「日本人留用者の帰還」の歴史的意義を再検討したい。

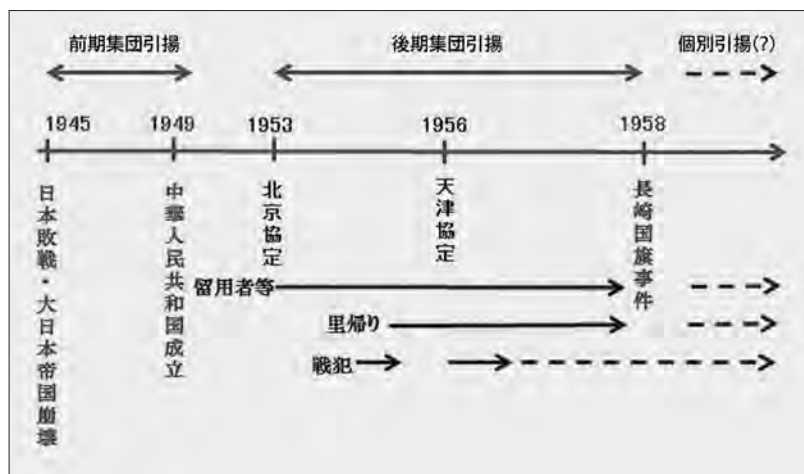
日本人留用者の「帰還」前史

終戦時、アジア太平洋地域には当時の日本の全人口の約1割にあたる688万余りの日本人（軍民合計）が散在してい

た。敗戦国民となった彼らは祖国帰還を余儀なくされ、終戦から1950年春までの間にその大部分がGHQの主導で本国に送還された。

これは国際政治史的な観点から言えば、アメリカが戦後の東アジア地域秩序を構築するために不可欠であった、アジア太平洋地域からの日本人の「完全排除」を目的とするものであった。

他方、本日、紹介する日本人留用者の帰還は時代が少しくだる。1950年代半ばに実現した後期集団引揚が主な対象である。朝鮮戦争に伴う「東西冷戦のアジア化」は東アジアの情勢を一変させ、アメリカは中国に対する「封じ込め」を強化し、この時期、国際社会における中国の行動空間は制約されることとなった。1952年春以降、中国は、アメリカ



「帰還」の展開

の同盟国となった「隣国」であり、「仮想敵国」でもあった日本との接近を図るべく、民間交流を手段として働きかけを強めていく。このような文脈で実現したのが中国「残留」日本人に対する「帰国」支援であり、1953年3月から58年7月まで計21次にわたり中国からの後期集

団引揚が実現した。

東西冷戦の深化に伴い、後期集団引揚は、終戦直後の前期集団引揚に比べ、より直接的に「陣営分断」の影響を受けることとなった。その結果、それは単なる外地から祖国への引揚という一方通行の「ヒト」の移動のみならず、また共産主義国家である中国から資本主義国家である日本への引揚のみならず、中国への「再渡航」や中国からの「里帰り」など、「ヒト」の双方向の移動、すなわち「往来」が派生する複雑な様相を呈することとなった。

このような特性を持つ中国からの後期集団引揚だが、その主旋律は「残留」日本人留用者やその家族の帰還であった。彼らの多くは終戦後、旧「満洲国」地域の中国共産党支配地区でその軍や政府機関に留用された、医療関係者や鉄道関係者、航空関係者や資源開発関係者などが大部分を占めた。完全な数字ではないが、新中国成立まで現地に留まった日本人留用者は、1950年6月時点で「在東北日僑二〇、七九七名、うち留用者約一五、〇〇〇名」（中国外交部檔案に依拠）であったとされる（なお、日本外務省は生存の可能性がある残留日本人数を1953年1月の時点で5万8941名と推計）。

講演後の質疑応答でも話題になったが、中国共産党は日本人留用者たちをどのように見ていたのだろうか。中国外交部檔案に残された東北日本人管理委員会作成の文書「關於東北日本人情況報告」（1950年6月）には「今日、多くの日本人は東北の経済建設にいかなる役割も果たしていない」という一文が見られる。

国共内戦期、中国共産党は革命成就のため、日本人技術者の「留用継続の絶対的必要」を認識していた。だが、内戦勝利を経て新中国が建国され、さらに中ソ同盟実現によりソ連からの技術導入が確実となった1950年当時、その日本人認識に変化が生じ、「大多数の送還」を検討しつつあったことは容易に想像できる。だが、朝鮮戦争の衝撃は、留用者らの集団異動・疎開を余儀なくさせ、その送還を先送りさせる直接の原因となった。一時の頓挫を経て、改めて送還準備が動き出すのは、1951年秋、日本人管理業務を統括する中央組織「在華日人事務委員会」が設立されて以降のことである。抗日時の延安や戦後の東北地域でも日本人管理に携わっていた趙安博らを事実上の責任者とする同委員会が、翌52年7月、外交部や公安部、衛生部、総理弁公室など関係部門の協力を得つつ「中央

日僑事務委員会」に改組・拡大され、「協助日本僑民帰国計画」を策定、10月に同計画が中共中央などの承認を受けると、1952年12月1日の「北京放送（帰国支援表明）」へとつながるのである。

北京会議と日本人留用者の帰還

この北京放送を通じて中国は、日本赤十字社、日中友好協会、そして日本平和連絡委員会の民間3団体を交渉代表に指定した。これは「アメリカ帝国主義の走狗」である日本政府（吉田茂政権）との接触を回避する意図を反映したものであったが、民間3団体代表団（団長は島津忠承日赤社長）は「公用旅券」を発給され、1953年2月15日以降、4回にわたる北京での公式会談を経て、3月5日、中国紅十字会（交渉代表は廖承志）との間で日本人「帰国」支援に関する民間協定を締結した（北京協定）。

日本人留用者の帰還を「人道問題」とする共通認識のもと、会談は平穩理に進んだが、いくつかの点では意見が衝突する場面もあった。例えば、「日本人の祖国帰還」の定義について、日本政府の意向を汲んだ民間3団体は、中国にいる日本人を「抑留者」あるいは「未帰還者」

と捉え、その祖国帰還は「引揚」であり、「引揚」である以上、その経費は国費で行うという立場を採った。

これに対して中国側は、日本人はいずれも自由意思で中国に留まった「居留民」であり、帰国を希望する日本人居留民の「帰国（回国）」を人道的観点から支援するという立場で応酬した。なお、前段落で「帰国」と括弧を付してあるのは、日中の認識の相違を反映したものである。

また、「誰が帰還の対象者か」という点、すなわち「引揚者の範囲」についても日本側は「引揚の本質」に基づき「日本人であることが必須条件」と主張したが、中国側は「帰国を希望するすべての日本人」とし、中国籍の夫のいる「日本人婦人」（この呼び方は、終戦時に13歳以上であった日本人の女性、あるいは13歳以上でその後、中国人の夫と結婚したいわゆる残留組の女性を指す）や孤児院にいる日本人孤児も本人が帰国を希望すれば、これを阻止しないとした。

さらに、「竹のカーテン」をはさむ当時の日中両国の現実を反映してのことだが、日本引揚後に再び中国に渡る「再渡航」や、中国にいる日本人が留守家族を中国に呼び寄せる「家族呼び寄せ」についても両者の意見が衝突した。日本側は

「家族呼び寄せ」については人道的観点から自費でなら許可することもやむを得ないとしつつも、「再渡航」については、「引揚（永住帰国）の本質に反する」、あるいは「自由主義陣営の足並みを乱す」という冷戦戦略的観点からこれを認めないとした。他方、中国側はいずれも一般の外国人の出入国と同様に扱うという柔軟な対応を見せた。

これらの衝突はありつつも、結果的に協定は締結され、1953年3月以降、同年秋まで集団引揚が実現することとなった。引揚希望者がひと段落する同年10月までに7次にわたり約2万6000名の日本人が祖国帰還を果たした。

とはいえ、後期集団引揚の開始当初においては、日本政府が「引揚者は日本人であることを必須条件とする」、「再渡航は禁止」という原則に固執したことから、特に中国籍の夫や子どもを持つ日本人婦人は引揚のために離婚や子別れを強いられることとなり、結果的に引き続き「残留」を余儀なくされることとなった。

また、残留孤児についても、中国側が「帰国」支援の対象としたのは「孤児院の日本人孤児」であり、中国人養父母のもとにあった日本人孤児はその対象とされなかった。そのため、日本人婦人や日

本人孤児の祖国帰還という問題は、この北京協定では事実上、先送りされることとなったのである。

「引揚」の変質

1953年秋、引揚希望者の減少を受け、後期集団引揚は「暫時終結」を迎えた。だが、これと時を同じくして、第2次日中民間貿易協定が締結され、日中貿易の拡大が期待されるなか、日本人引揚問題をめぐる中国の対日姿勢もさらに積極化していった。その具体的な手段として中国側が利用したのが「李徳全訪日問題」であった。

故馮玉祥將軍の夫人である李徳全女史は、建国後、中国紅十字会の会長となり、当時は國務院衛生部長（厚生大臣に相当）も務める中国政府の要人であった。前述



李徳全女史

の北京会議の際、中国側代表の廖承志が日本側代表の島津日赤社長に「帰国支援の答礼としての李徳全会長の訪日実現」を約束させたのが問題の端緒であった。

集団引揚の「暫時終結」後、中国側は政府要人の訪日を実現するため幾度となく日赤に招請実現を求め、日本国内でも招請実現を訴える国民運動が高揚をみせたが、対米協調を旨とした時の吉田茂内閣はこれをなかなか許可しなかった。

このような膠着状況を打開した重要な一手が「戦犯釈放情報」であった。1954年7月末、日本和平代表団（団長は柳田謙十郎）が北京を訪れ、李徳全と会見すると、李は近く戦犯（「罪行輕微」な「西陵組」417名）を釈放予定であると告げた。この情報が日本国内に伝わると、日本側も「李徳全招請問題と戦犯釈放問題をリンケージさせるのは得策ではない」と考え、招請を決断するに至った。

こうして、同年秋に訪日を果たした李徳全は「撫順組」と「太原組」の戦犯名簿を持参し、将来、これらの日本人戦犯を寛大に処理し、送還すると表明、この結果、戦犯送還も含め、引揚希望者の集団引揚も再開されることとなった。

吉田に代わって1954年末に政権の座に就いた鳩山一郎は「自主外交」を掲

げ、共産圏諸国との関係改善を目指した。日ソ国交正常化はまさにその成果であったが、対中関係においても、その積極姿勢は顕著であった。翌55年4月には「次官会議決定を経て（中国への）『再渡航』容認の意向」を示すなど、政治体制が異なる日中間の「ヒト」の移動についても柔軟な姿勢を見せた。

これに対して中国側もさらなる積極姿勢を示した。1955年9月には毛沢東自ら「日中国交正常化を積極的に推進すべし」（建国以来毛沢東文稿）との方針を示し、55年夏から秋にかけてはジュネーブ駐在の両国総領事を通じて、日本人居留民や戦犯の引揚、消息不明者の調査など、人道問題に限定する形ではあったが、両国政府間に準直接交渉が行われるひと幕もあった。

このような水面下での日中政府間接触をも背景にしながら、1955年末、日本人引揚問題においても中国側は「もうひと押し」すべく、実力行使ともいえる行動に出る。いわゆる「非該当者」の帰国強行である。ここでいう「非該当者」とは、「再渡航を希望する日本人婦人」、「帰国華僑の日本渡航希望者」、「日本人婦人の中国籍の夫」などである。当然、再渡航希望の日本人婦人は「引揚者」で

はなく、また帰国華僑（新中国建国後、日本人引揚船の往航で中国に帰国した在日本華僑）の日本渡航希望者や日本人婦人の中国籍の夫もとより「日本人」ではなかった。

しかし、中国側は日本政府が配船した「引揚船」にこれらの「非該当者」を乗船させ、日本に送り込むという行動に出た。日本政府としては、人道上の観点などから「日本人婦人」やその「中国籍の夫」については、やむを得ずこれを受け入れたが、帰国華僑の「逆移送」については、中国側による「自由交通への実力行使」であるとして、「その他の政治的意図」に対する警戒を強めざるを得なかった。結果的に「引揚」は変質を余儀なくされ、日本側としても何らかの手を打つ必要に迫られるに至った。

このような「引揚」の変質を受けて開催されたのが1956年6月の天津会議であった。天津会議では、前述の「非該当者」のうちでも特に人道的見地から「帰国」が認められるべき「日本人婦人」について、両国民間団体がその「一時帰国」（里帰り）を支援すると確認された。この結果、「引揚船」は日中間の「ヒト」の往来の手段として利用が可能になる一方で、「引揚の本質」から逸脱する「引



天津会議（1956年6月）

揚船」の利用に対する日本政府の警戒がさらに拡大することとなった。

「帰国」の拡大とその限界

1956年6月、天津協定の成立と時を同じくして大量の日本人戦犯が釈放された。建国初期の中国には、遼寧省瀋陽

近郊の撫順戦犯管理所や山西省の太原戦犯管理所に合計1700名近い日本人戦犯が拘留されていたが、その年の6月から8月、3度に分けて日本人戦犯1000名余りが免訴釈放され、日本に送還された。当然、日本政府は「引揚船」を手配することとなり、日中間の「ヒト」の移動は継続されることとなった。当然のことながら、日本人婦人の一時帰国（里帰り）もこれに便乗する形で拡大した。

だが、3度にわたる戦犯の集団送還が終結すると、日本政府の掲げる「引揚の本質」という論理が再び顕在化する。1957年5月、日本に向けて天津を出港した「引揚船」には、戦犯6名、引揚者100名、帰国華僑とその「日本人婦人」（子どもを含む）393名、「残留組」里帰り「日本人婦人」（子どもを含む）867名、「戦後渡航組」里帰り「日本人婦人」（子どもを含む）382名が乗り込み、実に乗船者の約9割が「里帰り」関係者となった。

もちろん、日本政府は「帰国華僑の日本再渡航」と「戦後渡航組」（帰国華僑に同行して中国に渡航した日本人婦人）の「里帰り」の「引揚船」便乗に警戒を強くした。中国側もいわゆる「戦後渡航組」については「親族への援助依頼」や「資

本主義的生活への憧憬・個人輸入」が日本渡航の目的であると冷めた目でこれを見ていた。

このような状況に対して、日本政府としては「引揚船の備船契約解除」を表明する理由として配船を拒否するに至り、1957年8月に釈放された数名の日本人戦犯たちは翌年4月まで天津港近くで待機を余儀なくされるという状況に陥ってしまう。

日本政府の配船拒否により「日本人婦人」の里帰りや戦犯送還が滞るなか、中国側は状況を打破するための最終手段を講じる。いわゆる「学習組」の集団送還である。1958年春、中国側は「人大分校」（中国共産党の政治教育機関）で革命学習に取り組んでいた日本人とその家族約2000名余りを送還すると伝えた。前年8月以来、日本政府は「引揚船」の配船を拒否し続けてきたが、2000名に及ぶ大量引揚ということもあり、配船に応じざるを得なかった。

当然、中国側は日本政府の出方を見つつも、両国間の「ヒト」の往来拡大につながる「里帰り」支援の継続に強いこだわりをみせた。実際、1958年5月上旬の中国外交部檔案には、「里帰り」支援を継続する理由として、「日本人婦人

やその家族の団欒を求める願望を満足させる」という人道的な理由以外に、「日本政府による両国居留民の自由往来制限を打破するための突破口とする」とその政治目的を明確にしていた。

1958年5月2日、いわゆる「長崎国旗事件」が発生すると、中国側は日中交流の全面断絶を宣言するに至った。これを受けて、「人道的観点」から行われてきた日本人の集団「帰国」に対する支援も、同年7月の第21次引揚船を最後に終結が宣言された。

なお、中国側は集団引揚終結後も個別引揚は認めるとしたが（1958年10月）、個別引揚者に対しては、集団引揚者に供与した手厚い支援、すなわち中国紅十字会による配船手配や中国国内旅費の支給などは廃止するとした。

もとより、旧「満洲国」地域で終戦時の混乱のなかを生き延びてきた「日本人婦人」や日本人孤児らに引揚費用をまかなう経済的余裕はなく、また「引揚船」も完全に途絶したことから、これ以降、日中間の「ヒト」の移動は急激に縮小した。それは日中民間貿易が再開された1960年代にも回復せず、そのまま72年の国交正常化に至るのである。

1958年春以降、日中間の交流の大

部分が断絶するなか、日本政府は消息不明者問題の「最終処理」に着手した。日中交流の断絶と時を同じくして、終戦以来の消息不明者調査を打ち切るため、日本政府は消息不明者の一斉調査に踏み切る。当然、「中共地域」についても、日赤経由で調査依頼がなされたが、岸政権との接触を完全に拒絶する中国政府はこれを黙殺し、「中共地域」の一斉調査は貫徹されることはなかった。

1959年3月、「未帰還者に関する特別措置法」が制定されると、消息不明者に関する戦時死亡宣告が可能となった。その結果、1976年までに所定の手続きを経て1万4000名の消息不明者の戸籍が抹消された。いうまでもなく、この消息不明者のなかには音信不通の「日本人婦人」や日本人孤児が含まれたが、戸籍が抹消され、その存在自体が消されてしまった以上、その祖国帰還が積極的に促進される前提は奪われてしまったのである。

おわりに

東西冷戦の直接の影響を受けた後期集団引揚は、日中それぞれの政治的立場や冷戦戦略的思考を反映して、さまざまな

「国家の論理」が衝突するなかで展開された。

すなわち、日本人留用者やその家族は「抑留者」であったのか、あるいは「居留民」であったのか。彼らの祖国帰還は「引揚」であったのか、「帰国」であったのか。中国による日本人留用者の「帰国」支援や「日本人婦人」の一時帰国（里帰り）支援は、中国共産党の革命的人道主義に基づく「善意の行動」であったのか、あるいは「封じ込め」打破や日中国交正常化推進を目的とする「対日浸透」の具体的手段にすぎなかったのか。

いずれにせよ、このような論理が複雑に絡み合うなか、日中両国は、中国共産党が掲げる国際主義を体現する「民間3団体（人民団体）」方式を経由して、「人道問題」の解決という大義名分のもと、両国間に残されていた懸案（戦後処理問題）を1950年代半ばに解決した（なお、本稿では触れていないが、中国の対日戦犯処理や中国人俘虜殉難者の遺骨送還などの戦後処理も後期集団引揚と密接に関連しながら「3団体方式」の枠組みのなかで処理された）。

このように考えるならば、本稿が扱った「日本人留用者の帰還」とは、日中間における民間経由の事実上の戦後処理の

ひとつであったといえよう。

戦後日中関係史を振り返れば、日本という国家は、1952年の日華講和では中華民国を戦後処理の相手とし、1950年代には民間経由で中華人民共和国との間で事実上の戦後処理を行った。そして、1972年の日中国交正常化では中ソ対立・米中接近という国際情勢のもと、戦後処理を曖昧化しつつ、中華人民共和国との「戦略的急接近」を行い、1980年代以降は、中国の改革开放が進むなか、経済面における「支援する側」「支援される側」という蜜月関係を背景として、戦後処理に関する「対話」を巧妙に回避してきたといえる。

だが、中国の台頭が目覚ましい今日、日中両国は歴史認識をめぐり、政府間のみならず国民同士が互いに相手を嫌悪する感情をむき出しにする状況となっている。確かに、「民間」経由で実現した「日本人留用者の帰還」は「国交なき時代」における両国民の象徴的な「友好」の物語であるといえよう。だが、逆説的に言えば、このような「民間」経由の戦後処理が、両国政府による戦後処理に関する直接的な「対話」の機会を失わせることにもなったのではないかと考えるのである。

このように考えるならば、「友好」を掲げて「民間」経由で行われた事実上の戦後処理は、日中の歴史認識に温度差をもたらす重大な歴史的・構造的要因になったといえないだろうか。これをさらに敷衍して言えば、現在、「戦略的互惠関係」という「友好重視」のスローガンのもと、解決困難な問題について新たな「棚上げ」や「先送り」が行われようとしているが、長期的な視野で考えた場合、はたしてそれが日中関係を本質的に改善することに資するのだろうかと疑問を抱かざるを得ない。

（2月20日・公開フォーラム―「新しい世代が見た満洲」の4）

講師略歴（おおさわ たけし）

1973年 東京都生まれ

1996年 中央大学法学部卒

2006年 同大学院博士課程修了・

博士

2008年 熊本学園大学准教授

著書に『日中関係史1970―2001

2 I』所収「第一章 前史1945―

1971」（高原明生・服部龍二編

東京大学出版会）など

《公開講演会記録》「新しい世代が見た満洲」第5回（最終回）

満洲国の「国民」とは誰だったのか

— 国籍と戸籍から考える満洲国と日本人 —

早稲田大学台湾研究所招聘研究員 遠藤正敬



はじめに

1932年3月1日、日本は「3千万民衆」からなる独立国家として「満洲国」を発足させた。満洲国統治は2つの点で近代日本にとって未曾有の経験となった。

第1に、満洲国の構成員は、日本人／植民地人という、それまでの日本の帝国統治における対立軸では画しきれない多元性を備えていた点である。満洲国建国時に在住人口が約15万人ほどであった日本人は指導民族たるべき存在と目されたものの、「民族協和」という満洲国建国の国是に則すればあくまで満洲国を構成する1つの民族ということになる。

満洲国の住民として、日本人以外には主として、A―朝鮮人、B―漢族・モンゴル人・満洲族、C―白系ロシア人、D―中国人労働者（いわゆる「苦力」^{クワリ}）といった存在があった。Aは「大日本帝国」では「日本臣民」であるが、戸籍の区分によって内地人と峻別され、「二等公民」の扱いであった。だが、満洲国にあっては「朝鮮人」という民族的主体として尊重される。Bは在来の満洲住民であり、「満洲人」とも総称された。なかんずく、漢族は満洲国人口の約90%を占める最大民族であった。

満洲国において日本人および朝鮮人を除いた場合、主要な「外国人」として扱われたのはCとDであった。Cはハルビン

に集住し、大半がロシア革命後、ソビエト政府に反旗を翻して亡命してきた政治難民であり、事実上の無国籍者であった。また、主に中国華北から流入してくるDは、満洲国とすれば「外国」からの移民ということになるが、民族としてみれば満洲国の最大民族である漢族に属する。

このように人種・民族・国籍とは別次元の対立軸が交錯する社会的亀裂を与件としていた満洲国において多元的な住民を統合し、「国民」たる意識をいかに醸成していくべきか、そして日本人をこの複合民族国家のなかでどのように位置づけるかは難儀な課題となった。

第2は、満洲国はかつてない規模で大量の日本人移民が送り込まれた国策移民



にぎわう農産物市場

国家であったことである。大正期までの日本人移民の主要な送先は米国であったが、1924年にいわゆる排日移民法が成立した時点で在米日本人人口は13万人であった。

一方、満洲国では1932年より試験移民が開始され、1936年8月25日、広田弘毅内閣は「十大国策」のひとつとして「二十箇年百万戸五百万人」の満洲開拓民計画を閣議決定し、翌年よりこれ

を実行に移した。さらに1938年1月に16〜19歳の日本人男子を対象とした「満蒙開拓青少年義勇軍」が創設され、約8万5千人が満洲に送り込まれた。結果、終戦時の満洲国において日本人（内地人）は155万人（関東州在住25万人含む）が在留していた。そのうち開拓移民は約27万人で、引き揚げに至るまでの死亡者は約7万8500人にのぼっている。終戦後、帰国できなかった在満日本人は「中国残留孤児・残留婦人」と公称され、あたかも自分の意思で現地に残ったかのようなイメージが付加された。

1946年から開始された日本人の帰国事業は1959年に終結し、「未帰還者に関する特別措置法」（1959年法律第7号）により、生死不明の約1万4000人の元開拓移民が「戦時死亡宣告」を受けて国家的保護の対象から除外された。戸籍から抹消され、日本人としての国籍証明のみならず、人間としての存在証明までも失った。

帰国した「残留孤児」たちは、戦後の早期帰国実現や帰国後の生活支援における不作為を問うて2002年12月に国家賠償請求訴訟に踏み切り、国内各地で同様の訴訟が相次いだ。右の訴訟事件により、日本人に対する未完の戦後処理とし

て禍根を残していることが突きつけられる。

近代国家において国籍は国家との政治的かつ精神的な紐帯であり、国民に国家との権利義務関係を発生させるとともに、国家への忠誠心の源泉であるとされてきた。だが、満洲国に移民として渡った日本人はそのまま日本国籍を保持していたのであろうか。あるいは満洲国の「国民」という地位に転じたのであろうか。「日本人」の証明となる戸籍は満洲国ではどのように取り扱われたのか。日本および満洲国の統治者は日本人のアイデンティティをどのように統制しようとしたのか。あらためてこれらの問題を考えねばならない。

満洲国における国籍問題の浮上

木戸幸一の日記によれば、1932年1月11日、関東軍先任参謀の板垣征四郎が「御進講」で満蒙における新国家建設の事情等について講話した。内大臣秘書官長であった木戸はこれを聴講し、新国家組織について「其要路には邦人を参加せしむべく、それらの邦人は新国家に帰化すると云ふ建前にて、目下帰化法、二重国籍法の研究中なり等の話あり。かな

り吾々の頭と隔りのあるには驚きたり」との感想を記していた。満洲国建国に備えて早くも関東軍が国籍法の立案研究に着手していた状況がわかるが、日本人の満洲国参画を合理化する手段としての帰化、さらに二重国籍がその骨子とされていることは、中央からみれば性急にして非合理的構想と考えられたのである。

満洲国では草創期より日本人の国籍問題として念頭に置かれたのは、日本人官吏の国籍であった。満洲国は建国の正統性を強調するために「満洲人」の掌握する国家であることを演出せねばならない。よって少なくとも満日本人の原初的地位は「外国人」となる。政府機構には「満洲人」の旧官僚や親日派を第一に登用し、日本人は「顧問」の身分として政府機構に参加させることで、日本は援助指導の立場であることを対外的に説明できる。だが、日本人が新国家の中枢となることを必須と考える関東軍では、石原莞爾のように、満洲国政府に奉職する日本人は満洲国へ国籍を変更することが独立国家の形式として最善であるとの意見がみられた。

満洲事変以降、日本国内では「満洲熱」が高まり、これを煽り立てたのは新聞とラジオの満洲をめぐる報道合戦であった。

だが、日本人官吏の国籍問題について確然たる方針が打ち出せぬ間は、日本人の満洲国官吏任用に関しては報道管制が敷かれた。関東軍からこの問題に関する機密保持を指示された関東庁警務局長は、1932年2月19日付で「日本人カ満蒙新国家ノ政治乃至行政ニ参与シ又ハ之等ノ機関職員タル事」について新聞記事の差止を管下警察署長に示達し、さらに内地や植民地でも同様の措置をとるよう拓務省に指示した。

1932年3月1日、満洲国政府の名で「満洲国建国宣言」が發布され、同年9月15日には「日満議定書」の締結により、日本政府は満洲国を「独立国家」として承認した。これに先がけて同年3月12日に日本政府が閣議決定した「満蒙新国家成立ニ伴フ対外関係処理要綱」では、「新国家」に対して「漸次独立国家タルノ実質的要件ヲ具備スル様誘導シ将来国際的承認ノ機運ヲ促進スルニ努ムルコト」が主眼とされた。これによれば独立国家の要件として「国民」たる資格を決定する国籍法を整備することが「国際的承認」を得るためには必須である。

建国草創の関東軍においては、国籍法制定に先がけて、主権国家の根本法規としての満洲国憲法の制定を求める動きが

あった。1932年7月より満洲国参議に就任した筑紫熊七（元陸軍中将）は1933年8月に「満洲国憲法私案」を起草していた。その第20条は「満洲国民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と規定していた。

これは大日本帝国憲法第18条の「日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」という文言を踏襲したものであり、この「法律」とはいくまでもなく国籍法であるが、筑紫の私案にはその注意点として「国民ハ民族ノ如何ヲ問ハス、国籍ヲ満洲国ニ有スル者トス」とした上で、「苟モ独立国トシテ其ノ国格ヲ保有セントスルニハ、国家ノ一大要素タル国民ハ、厳格ナル意義ニ於テ其ノ国籍ヲ満洲国ニ有セシムヘキモノトス。決シテ此ノ国ヲシテ国際都市タラシム可ラス」と記されていた。独立国として「満洲国国籍」を創設し、これを各民族に一律に付与して国民として統合していく方針を強調していた。

この国籍の強制的付与は個人の国籍決定の自由に反するものとなるので、満洲国が近代国家を標榜する以上、実行は難しいものであった。とまれ、筑紫の起草したように憲法上に「国民」の資格要件は国籍法に委ねると明記する立法方針は

後述する関東軍の国籍法案にも表見するものである。

1934年3月1日、執政溥儀は満洲国皇帝に即位し、満洲国は「満洲帝国」(The Empire of Manchou)へと装いを替えた。だが依然として満洲国憲法は制定に至らず、「国民」の法的規定は確立されないままであった。

「満洲国国籍」は存在したのか

満洲国の成文法においては「国民」を表す場合に専ら「人民」という文言が用いられた。例えば、1932年3月9日に公布された人権保障法(大同元年教令第2号)の第1条には「満洲国人民ハ身体ノ自由ヲ侵害セラルコトナシ」と定められていた。では、この「満洲国人民」とはいかなる範囲の者を指すのか、その公式の範囲を定めた法令はなかった。ただし、建国宣言の第5段には「原有ノ漢族、満族、蒙族及日本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、即チ其他ノ国人ニシテ長久ニ居住ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得」(傍点、筆者)とつたわれていた。この「五族協和」の建国理念こそが「満洲国人民」を画定する条理として重要な意味をもつものとなった。

建国草創期より満洲国国籍法を制定する動きは各方面でみられた。1932年から1936年にかけて関東軍特務部、満洲国政府、南満洲鉄道(満鉄)経済調査会等によって満洲国国籍法案が立案された。例えば、満鉄経済調査会の平井庄彦による「満洲国の国籍問題」(1934年9月)が、独立国たることを内外に宣言しながら「近代国家の形式を備ふる満洲国が一国の憲法的事項たる国籍法を永く不文法と為すの不都合」を訴えていたように、いずれも立法の動機は、自国



各民族の学生が集まった建国大学

民の範囲を成文を以て明確にすることが焦眉の急務とされたのである。

各法案は、国家建設のために日本から官民を通じて広く人材を登用するにあたって、日本国籍を保持させたまま満洲国との二重国籍として扱う方針が大半であった。日本人を満洲国に帰化させるとすれば、日本の国籍法(1899年法律第66号)は第20条で、帰化した者は日本国籍を失う、と定めていたので、日本人の積極的な満洲国建設事業への参加を妨げることになるからである。

しかしながら、日本人が日本国籍を保持したまま満洲国の「国民」となる場合、1915年の「南満洲及東部内蒙古ニ関スル条約」では、日本人は満洲国において領事裁判権や課税の免除といった治外法権を有し、これは満洲国の独立国家たる外貌を損なうものと懸念されていた。よって、在満日本人を二重国籍として扱うにしても、治外法権を存続させておくのであれば、「五族」が均等に処遇されるという「民族協和」の建国理念に背馳するものとなる。

こうした在満日本人の特権的地位をめぐる苦慮は、国籍法の核となる国籍取得の原則についても影響した。一般に出生時に国籍を取得する原則として、親の国

籍を子が継承する血統主義と、出生した国の国籍を取得する出生地主義がある。

満洲国政府の草案は、満洲国を移民主体の多元的国家として運営していく長期的視野から、出生地主義を採用していた。

一方、日本人移民の本国との関係を優先する関東軍や満鉄の草案では、血統主義を採用すればその子孫も「満洲国国籍」として受け入れることができると考えていた。このいずれを採用すべきかについて合意に至らなかった。

また、日本人の国籍問題以外にも難題が少なくなかった。国籍上は「日本臣民」である朝鮮人について、日本人同様に日満二重国籍として扱うか、あるいは日本国籍を離脱させて単一の満洲国国籍とするかは、先述したように日本の朝鮮統治に関わる問題であった。

さらに、反ソビエトという政治色の濃い「白系ロシア人」を満洲国の「国民」に編入した場合に生じる対ソ関係悪化への懸念、漢族である「苦力」は外国人として扱い続けるべきか否かといった問題があった。これらは「民族協和」という建国理念と衝突するのみならず、国際政治上の支障ともなっており、国籍法案は立法化をみることなく画餅に帰した。

しかし、国籍法が未制定であるにもか

かわらず、日満の行政実務では「満洲国国籍」なる文言が汎用されていた。例えば、国籍の有無が重要となる出入国管理行政である。日本内地では入国者や上陸者が満洲国内に本籍を有する者であれば「満洲国国籍」として処理していた。

一方、満洲国では一定期間、満洲国内に居住する事実を以て満洲国「国民」の判定基準とすることが慣例となっていた。「満洲国国籍」ではない者が満洲国に入国する場合には、「入国証」の発給を受けなければならなかった。「外国人」として入管法制の主たる対象となつたのは、毎年50〜60万人が入国してくる「苦力」であった。

1935年11月27日付で満洲国民政部が発した「本邦労働者ノ民国旅行ニ居住証明書発給注意方ニ関スル件」（康德2年民警特秘発第21954号）という通達がある。これによると、「本邦人」が中国へ渡航する場合に満洲国での居住証明書が必要とされたが、これを発給する要件として「中国出稼苦力ト区別スル為少クモ満二箇年以上引続キ国内ニ居住シ満洲国人ト認メラルル者」を掲げていた。ここでは2年以上の居住が「満洲国国民」と認定する要件とされていた。

だが、これらは官僚の用いる「文言」

であり、明確な法的根拠もなく、「慣例」の域を出ないものである。それでも、「満洲国国籍」について満洲国の建国を「正当」なものとした法学者たちは、前述した満洲国建国宣言にある文言を「満洲国国籍」に関する慣習法として利用するのである。例えば、高橋貞三（新京法政大学教授）は、満洲国の「国籍」は「領土に居住する原有の漢族、満族、蒙族及日本、朝鮮の各族たること」「その他の国人にして長久の居留を願ふ者たること」のいずれかを満たせば取得されたと解釈していた。

では、慣習法上の「満洲国国籍」なるものがあつたとして、それはいかなる実効性をもっていたのであろうか。元来、国籍は取得による法的効果として、国家との間に権利義務関係を発生させるものとされてきた。参政権や兵役や外交保護がその代表例である。

だが、満洲国における参政権はいえ、前述の人権保障法が規定する「公務参与権」があつた。具体的には、立法院議員および地方団体議員に就任し、あるいはこれらの議員を選挙する権利とされていた。だが、満洲国皇帝（執政）の翼賛機関としての立法院は、その組織機構を規定する法令も制定されず、民意を代

表1 満洲国在住日本人・朝鮮人人口の推移（1932～1940年、数字は年度末）

単位：人

年度	満洲国総人口		日本人（内地人）		朝鮮人	
	人 口	増加数	人 口	増加数	人 口	増加数
1932	29,968,837		(116,589) ※		(27,956) ※	
1933	31,234,032	1,265,196	178,680		579,884	
1934	33,135,296	2,081,263	241,804	63,174	690,716	110,832
1935	34,702,319	1,387,023	318,770	76,966	774,627	83,911
1936	35,870,573	1,168,254	392,742	73,972	894,744	120,117
1937	36,949,972	1,079,399	418,300	25,558	931,620	36,876
1938	38,623,640	1,673,668	522,189	103,889	1,056,308	124,688
1939	39,454,026	830,386	642,356	120,167	1,162,127	105,819
1940	41,660,672	2,206,646	862,245	219,889	1,345,212	143,985

※満鉄附属地のみ

出典：石原巖「満洲国将来人口の予想」『調査』第1巻第3号、1941年12月、p.7より

表する立法機関としての実体をもたなかった。つまり「国民」が参政権を行使する機会には保障されていなかった。

一方、「満洲国人民」の兵役義務については、1932年4月に創設された満洲国軍は志願兵制をとり、徴兵は1940年4月11日に国兵法（康德7年勅令第71号）が公布されるまで制度化されなかった。国兵法は満洲国に本籍を有する満19歳以上の「帝国人民タル男子」を兵役義務の対象としていたが、第1条の但し書きに「同盟国ノ国籍ヲ有スル者」すなわち「日本国籍」を有する者（日本人・朝鮮人）は志願兵のみに服するものとされ、実質的に適用外とされた。

個人が特定の国家に帰属し、その国籍を保持する国際的な公文書となるのが旅券である。満洲国では1937年12月22日公布の「外国旅券規則」（康德4年院令第31号）に基づき、外国に旅行する者に旅券を発行していた。満洲国の旅券が通用したのは、満洲国を承認した枢軸国のドイツ、イタリアなど20カ国余りであった。要するに行政上に表れた「満洲国国籍」とはさしたる実効的機能をもたない観念的なものであり、日本人を「日満二重国籍」として扱ったとしても統治上の弊害はなかったのである。

満洲国における「日本人」の証明 — 国籍か、戸籍か

満洲国では戸籍法についても建国の当初から制定が必要と考えられていた。その第一の目的は各地に出没する「匪賊」の検索という治安警察的なものであったが、複雑な民族構成である住民を把握して「国民」の範囲を正すという目的もあった。国際法学者・大平善梧は1932年9月に満洲国司法部および國務院法制局に提出した「満洲国国籍法草案」において「満洲国ノ住民ノ範圍極メテ不明ナリ。：戸籍法ヲ施行セサル限り、本問題ノ解決ハ困難ナルヘシ」（傍点、筆者）と述べていた。すなわち、満洲国を独立国家として完成させる「最高政策」となる国籍法の制定には戸籍法の制定を不可欠とみていたのである。だが、戸籍は日本の「家」の観念に基づく制度である。建国の主体とされた「五族」にしても仔細にみれば20余りの種族に分別され、家族に関する慣習も多様な民族を抱える満洲国では、全国統一的な戸籍法の制定は難儀であった。したがって、満洲国では警察による戸口調査が戸籍に代わる住民把握と人口統計の重要な資料であった。

第一次満洲開拓民計画が実施に移された1937年以降、日本人の満洲移住は累年うなぎのぼりの増加を示し、1938年に50万人を超えた（表1）。在満日本人口の増加に伴い、満洲国国籍法定の隘路ともなっていた日本人の治外法権について、日本政府は満洲国との間で1936年6月10日に「満洲国ニ於ケル日本国臣民ノ居住及満洲国ノ課税等ニ関スル日本国満洲国間条約」を締結し、これの撤廃に踏み切った。

だが、治外法権撤廃後も日本側の掌中に残されたのが日本人の戸籍に関する事務である。従前は日本領事館が処理していた在満日本人の戸籍事務は、治外法権撤廃後は廃止される領事館に替わって日本大使館が引き継ぐこととなり、日本人の手で取り扱うことに相違なかった。そして在満日本人の婚姻や養子縁組などの身分行為については、日本の民法に準拠すべきものとされていた。「日本臣民」という帰属意識の命脈となる戸籍に関する事務は、治外法権撤廃後も日本側が掌握せねばならなかったのである。

満洲国では立法が難航していた国籍法

表2 第1回臨時国勢調査（1940年10月1日）の結果

単位：人

内 訳		人 数	比率 (%)
満洲国総人口		43,202,880	100.0
満洲人	総 数	40,858,473	94.6
	漢 族	36,870,978	90.2
	満 洲 族	2,677,288	6.2
	モンゴル人	1,065,792	2.5
	回 教 族	194,473	0.5
日本人	総 数	2,271,495	5.3
	内 地 人	819,614	1.9
	朝 鮮 人	1,450,384	3.4
無 国 籍 人		69,180	0.2
そ の 他		3,732	0.0

出典：満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』満蒙同胞援護会、1971、p.58より。

および戸籍法に替わり、多元的民族の慣習に適した身分登録法として制定されたのが民籍法である。1940年8月に公布された「暫行民籍法」は複合民族を民籍に編入することで「満洲国人民」の身分を公証し、「国民」意識を醸成する目的で制定された。暫行民籍法の適用対象となる「満洲国人民」の範囲は、満洲国政府の公式見解によれば「国内ニ生活ノ本拠ヲ有スル日鮮漢滿蒙ノ建国ノ聖業参加ノ民族デアル」としており、すなわち「五族」であった。

1940年10月1日満洲国全土で第1

回の国勢調査が実施された（表2）。日本人人口が急増していたとはいえ、全人口の9割を占める漢族との差は歴然としていた。この国勢調査によって記録された者が「満洲国人民」として民籍に編入された。民籍は世帯を単位に編製され、記載事項は本籍（籍貫）、住所、出生地、種族、来満年月日などであった。

だが、日本人は日本にある本籍を保持したまま、満洲国に民籍法に基づいて新たに本籍を設定する、という二重登録が実施された。日本の戸籍法（1914年法律第26号）は複数の本籍をもつことを禁止していたが、満洲国を「外国」と扱うことで二重本籍も認められたのである。

さらに日本政府は在満日本人の人口増加に対応して1942年12月23日「満洲国ニ在住スル日本人ノ就籍ノ特例ニ関スル件」（康德9年勅令第254号）を公布し、在満日本人は司法手続を省略して簡易に民籍への就籍を行えるものとした。ただし、日本人の民籍の編製形式などについては日本の戸籍法に符合したものとすることが第一義とされた。例えば、日本では家族として戸籍に登録されない「妾」は、民籍簿でもこれと同様に家族と扱われなかった。

よって民籍が唯一の「満洲国人民」と

しての公式な証明ということになる。だが、なにより暫行民籍法には核心となるべき満洲国の「国籍」の定義やその取得・喪失については規定がなかった。しかも日本人は民籍への登録によって日本国籍を失うものとはされなかったので、民籍は「満洲国国籍」を意味するものでもなかった。「国民」の身分証明としての民籍制度は未完のまま終わった。日本人は満洲国にあっても「日本臣民」として戸籍に繫縛され、「純血」の証明となる戸籍は満洲国でも不可侵の扱いとされたのである。

おわりに

満洲国における国籍と戸籍の問題を通じて浮かび上がるのは、満洲国と日本の関係をいかに合理化するかという統治者の懊悩である。そのなかで選択されたのは、日本人は満洲国にあっても「日本人」として扱うという方針であった。満洲国に生活する日本人は、日満両政府によって名実ともに日本国籍として処遇され、「帝国臣民」としての帰属意識、愛国心を堅持させることが第一義とされた。それは満洲国の官吏として招かれた日本人も、開拓移民として満洲国に送り込まれ

た日本人も、すべて日本の戸籍に繫縛されたことが物語っている。「日本人」の国籍証明である戸籍は、満洲国において「指導民族」たる日本人の「血統」を証明するものとなる。そう考えると、満洲国の国籍法を制定し、「満洲国国籍」を法制上に具現することは、日本人の「帝国臣民」意識を希薄化させるという懸念もあったと推察されるのである。

満洲国は独自の国籍法も戸籍法も存在しないままに終わった。既述のように、慣習法的な概念として「満洲国人民」や「外国人」といった文言が法令や通達において先行していたものの、これは「国籍」としての実質的機能は無に等しいものであった。統治者にとって「満洲国国籍」を創設することは、結局、満洲国が独立国家であるという体裁を整え、在満日本人の地位を名目的な満洲国の「国民」として演出するための方便であった。それによって満洲国を日本の属国とみなす国際的批判を回避するための砦でさえあればよかったのであろう。しかしながら、「国民」の法的範囲を規定できなかった満洲国は「独立国家」たる面目の色褪せるままに終幕に向かったのである。

(3月22日・公開フォーラム)

○参考・引用文献

- 遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍―満洲、朝鮮、台湾』明石書店2010
- 大平善梧「満洲国の国籍問題」東京商科大学国文学会編『東京商科大学研究年報 法学研究第2号』1933
- 木戸幸一著 木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記 上巻』東京大学出版会1966
- 6 高橋貞三『満洲国基本法』有斐閣1943
- 3 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』満蒙同胞援護会1971
- 『満洲国現勢』満洲国通信社1934―満洲国治安部警務司編 加藤豊隆校閲『満洲国警察史』加藤豊隆発行1976
- 講師略歴(えんどう まさたか)
- 1972年 千葉県生まれ。
- 早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。同大学院政治学研究科博士課程修了。博士(政治学)。
- 著書『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍―満洲、朝鮮、台湾』明石書店2010